

第百六十四回国会 衆議院 教育基本法に関する特別委員会議録 第十号

平成十八年六月六日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 森山 眞弓君

理事 岩永 峯一君 理事 小淵 優子君

理事 河村 建夫君 理事 田中 和徳君

理事 町村 信孝君 理事 大島 章宏君

理事 牧 義夫君 理事 池坊 保子君

理事 稲田 朋美君 理事 岩屋 毅君

理事 白井日出男君 理事 遠藤 利明君

理事 小此木八郎君 理事 大前 繁雄君

理事 海部 俊樹君 理事 北川 知克君

理事 北村 誠吾君 理事 小島 敏男君

理事 小杉 隆君 理事 篠田 陽介君

理事 下村 博文君 理事 菅原 一秀君

理事 戸井田とおる君 理事 中根 一幸君

理事 中山 成彬君 理事 西銘恒三郎君

理事 鳩山 邦夫君 理事 広津 素子君

理事 松浪健四郎君 理事 松野 博一君

理事 松本 洋平君 理事 森 喜朗君

理事 若宮 健嗣君 理事 小宮山泰子君

理事 郡 和子君 理事 中井 治君

理事 西村智奈美君 理事 羽田 孜君

理事 藤村 修君 理事 松本 大輔君

理事 山口 壯君 理事 横光 克彦君

理事 笠 浩史君 理事 鷲尾英一郎君

理事 太田 昭宏君 理事 齊藤 鉄夫君

理事 石井 郁子君 理事 笠井 亮君

理事 日森 文尋君 理事 保坂 展人君

理事 糸川 正晃君 理事 保利 耕輔君

議員 高井 美穂君

議員 藤村 修君

議員 笠 浩史君

参考人 (学校法人渋谷教育学園理事長)

参考人 (日本私立中学高等学校連合会会長)

参考人 (兵庫教育大学学長)

参考人 (中央教育審議会委員)

参考人 (首都大学東京学長)

参考人 (財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長)

衆議院調査局教育基本法に関する特別調査室長

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

委員の異動

六月六日

鷲尾英一郎君 小宮山泰子君

同日

補欠選任

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

菅原 一秀君

て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まず田村参考人をお願いいたします。

○田村参考人 おはようございます。御紹介いただきました田村でございます。

本日は、教育基本法改定の上程に当たり、参考人として意見を述べさせていただきます機会をいただき、ありがとうございます。一生懸命努めたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

御存じのように、今回の基本法改定のスタートは平成十二年、教育改革国民会議、きょう委員としてお見えになっておられますが、小淵委員のお父様の小淵先生、それからきょうは委員として御出席になつておられます森前総理、このお二人の総理大臣のもとで教育改革国民会議という会議が開かれて、そこで真摯にこれからの教育についての改革の議論をいたしました。議長は江崎玲於奈ノーベル賞受賞者でいらつしやいました。これは、御紹介申し上げたのはちよつと理由がありまして申し上げているわけですが、そして、真摯に議論した結果、教育基本法改定を考えた必要がある、こういう答申を出させていただいたわけでありまして、その内容に關しても、そこできなり細かく明示をさせていただいたという経緯があります。

実は、今回、政府案としてお出しになっておられる基本法改定の内容は、そのときに議論され、内容を書き込んだ部分とほとんど変わりはございません。まさに、その間、中教審で議論をされ、中教審としても多くの時間をかけて答申を出しているわけですが、それらの内容も含めて、今

本日の会議に付した案件

教育基本法案(内閣提出第八九号)

日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外六名提出、衆法第二八号)

○森山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、教育基本法案及び鳩山由紀夫君外六名提出、日本国教育基本法案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として、学校法人渋谷教育学園理事長・日本私立中学高等学校連合会会長田村哲夫君、兵庫教育大学学長・中央教育審議会委員梶田毅一君、首都大学東京学長西澤潤一君、財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長渡久山長輝君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたく存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見を述べさせていただきます、その後、委員からの質疑に對してお答え願いたいと存じます。

なお、御発言の際は、その都度委員長の許可を得

回の改定の案というのはそれほど大きな差がない。

大体、私も、考えさせていただきますと、実はその間、私は教育改革国民会議の委員として、また中教審の委員として、この議論にずうっと参加をまいりました。そして、議論をした結果出した答申等を一日、二日前から読み直して思い出しているわけですが、本当に、ある意味では民意は議論を尽くした、率直にそう感じております。ここまで議論を尽くしたんですから、そろそろこの辺で立法府としての意思を表明していただく必要があるのではないか。いいならいい、だめならだめということをはっきりとさせていたきたい。これは非常に重要なポイントでございますので、ぜひお願いを申し上げたいというふうに思います。

教育改革国民会議の目標は、当然のことでございますが、新しく二十一世紀を迎えるについて、新しい時代にふさわしい教育を考える場合に、今までの教育基本法でいいんだらうか、こういう議論がスタートにあったことを申し上げたいと思います。

当時は、今から六十年前でございますから、国を挙げて義務教育をしつかりと内容のあるものにする、これが目標でございました。したがって、いろいろありますが、基本的に教育基本法は、言葉をかえて言えば義務教育基本法であったというふうに言っているのだらうと思っております。ですから、義務教育については、いろいろと事細かに規定されておりますけれども、それ以外に関してはほとんど触れていないというのが、当時の時代の要請によって生まれた法律の性質だろうというふうに思います。

しかし、その後、これから大きく変わりました。中教審はそのことを簡単に指摘しておりますけれども、信頼される学校教育の確立、知の世紀をリードする大学教育改革、家庭の教育力の回復、学校、家庭、地域社会の連携協力、公共に主体的に参加する意識そして態度の涵養、新しい公

共心という言い方をしておりましたけれども、この点についての深い議論が続けてまいりました。そしてさらには、日本の伝統、文化の尊重、そして国土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識を涵養していく、こういうようなことが議論されてきて、そのことを柱として答申が出されたということでございます。

そこで、現在国会で議論されております内容にかかりましては、政府案と民主党がお出しになつておられる案があるわけですが、内容をよく拝見しますと、共有できるものが非常に多いわけでございますので、一、二多少の問題点、違いがあつて、これはどうかという点がありますけれども、共有する場所が非常に多いものですから、ぜひこれは審議を経て、何らかの形で立法府としての意思を表明していただきたい。これは、ぜひお願いしたいと、関係者としてはお願いを申し上げます。

それから二点目でございますが、なお、教育基本法に関しては、改定することは意味があるのだらうか、教育現場に影響が余りないんじゃないだらうか、こういうような御意見があることも承っておりますが、私も実際に教育に従事しておりますので、考えてみますと、もう長いもので四十年もやっているわけですから、日本の国民が教育に熱心だというのは、ある意味で、一般的に言えることかなという率直な疑問を持っております。

つまり、御自分のお子さんが学校あるいは学校関係にいたるときは関心をお持ちになるんですけれども、卒業してしまつて、ぱったり関心を失つてしまふ。つまり、通過集団に対する関心でしかない。これはやはり、国として、あるいは国民全体が教育をどうするんだという意識を議論する根底にある基本法をそのままにしておくということが一つの理由ではないかなというふうに私は思っております。

やはりこれはなかなかうまくいかないわけでありまして、立法府としてもその点の状況をよく勘案していただいて、新しい時代の要請に応じた基本法に対するしつかりとした立法府としての意思を表明していただきたい、これが第一点のお願いでございます。

二点目でございますが、この新しい改定の中に入っております教育振興基本計画の策定に関する十七条の問題でございます。これは一条一条申し上げますと、たくさんありますので議論が拡散してしまふので、三点ほど申し上げたいと思うんですが。

今第一点が終わつて、これから二点目に入ります。振興基本計画、これは、先ほど申し上げました国民の教育に対する関心を高めるためにも基本計画というものを必ずつくつていただく必要があるだらうというふうに思います。計画を立てて、公表して、いろいろな事情、財政事情その他いろいろな事情でその計画ができなければこれはやむを得ないわけですから、できないということを国民に問う、報告をする、そして対応をどうするか。こういうことをやっていかないと、日本の国民の教育に対する関心は一層深まるものになかなかなりにくいというふうに思います。

具体的な例で申し上げますと、例えば、アメリカのカリフォルニア州知事になったシュワルツェネッガーが財政改革を断行いたしました。実は、私の息子が今カリフォルニアで勉強しているものですから、いろいろ報告を聞くのですが、そうしますと、アメリカのカリフォルニアの場合には学校の多くが公立学校であるわけですが、公立学校に対する一般の市民あるいは地域社会の寄附が急にふえたということが出ております。これは、学校がぐあいが悪くなつてしまふのを防ぎたい、こういう一般の意識が基本にあるんだらうというふうには思っております。

これはまさに、言葉をかえて言えば、民主主義の教育だらう。つまり、民主主義というのは、一人一人が自分の人生は自分がつくるんだという自

覚を持つて、世のため人のためによりよい人生を送る、そのために教育をするという役割があるわけですから、民主主義の教育というのは、教育を普及させるということと、それから、その教育が自分たちのことだ、自分の子供のこととかそういうのじゃなくて、自分たちのことだ、社会のことだという意識を普及させる、これが非常に重要なことになる。したがって、今回の改定の案の中に振興基本計画が入ったことは大変ありがたいなというふうに思っております。

これが提案された経緯を一言申し上げさせていただきますと、実はこれを国民会議で議論に出したときに最初に言つたのは、いろいろな先生方がいらつしやるんですけども、ここに町村先生もいらつしやいますけれども、私もその一人でございます。たまたまこの計画を提案したところ、議長の江崎玲於奈先生が、我が国における科学技術振興基本計画、科学技術振興基本法という法律を、そして計画をつくつた直後でございます。その計画の立案者、中心人物の一人が江崎玲於奈先生でございましたので、この計画が大事だ、ぜひこれをやらなければならないということで江崎先生はすぐ乗つてこられました。これは必ず入れようというふうな話になったことを御報告申し上げます。

そして最後に、三点目でございます。これは八条に出ておりますが、私立学校に関する規定でございます。

実は「教育基本法の理論」という有名な田中耕太郎先生の著書が、大著があるわけでございますが、その中に戦後の日本の教育の特色というものに触れておられます。その特色は四つに分けて説明しておられました。

まず教育の地方分権、この分権の柱が教育委員会という仕組みだということです。現在、教育委員会についてはいろいろな議論がされておりますが、基本的に教育分権、教育の地方分権ということの柱として教育委員会が考えられていたんだというところをぜひ思い出していただきたいと思つて

おります。

それから六・三・三制、これはまさに民主主義の教育ということで、教育を普及させるということが中心でございました。

そして三番目が男女共学。今回これは提案されております。それは私も必要がないだろうと思っております。この法律が議論され、制定された当時、つまり戦争直後はどんな状態であったかという、男子と女子は教育を平等に受けておりませんでした。つまり、女性は大行けなかつた時代であります。森山先生の例は本当に例外でございます。基本的に女性は大行けなかつた。そして、当時の資料を調べてみますと、女性の高等教育機関というのは高等女学校という今の高等学校に当たるところですけれども、その最高学年である五年生の使っている教科書は男子の中学二年生の教科書を使っております。その程度の教育でいいというふうな当時の日本は考えていたわけですね。

それを直すのですから、男女共学を入れるというのは当たり前といえは当たり前なんですけれども、今はそういうことはもう完全に解消されております。男女共同参画社会ということで新しい社会が実現し、そして女性の活躍、社会進出、一層広まるという状況が出ておりますので、ここで特に触れる必要はないのかなと思いますが、田中耕太郎先生はそのことを特色として挙げておられました。

そして戦後の特徴の四項目、これが大事なところなんですけれども、私学振興でございます。

戦前においては、教育は私立学校に対してはノー・サポート・バット・コントロール、これが基本姿勢でございました。ノー・サポート・バット・コントロール。それが戦後になってどう変わったか。私学振興ということを経神に入れていながら、実は当時の長い間、ノー・サポート・アンド・ノー・コントロール、こういう形で私学について対応するという姿勢が示されたわけでありまして。ノー・サポート・アンド・ノー・コントロール

ルール。

したがって、当時、新しい教育制度の中で教員の身分にかかわる規定とか教科書無償というようなときに、議論の中に必ずと言っていいほど私立学校は抜け落ちておりました。教科書無償についても、義務教育の私立学校には教科書を無償で配付するということが最初の案にはなかつたんです。私学側が大運動して、当時、自民党の先生方の御理解をいただいて、そして入った、こういう経緯があるらしい、ノー・サポート・アンド・ノー・コントロール、こういう形だったということとを言わざるを得ないと思います。

ところが、一九七五年、昭和五十年、これは当時の与党、現在委員としてお見えいただいております森先生が中心のメンバーの一人であつたといひましたが、私立学校の振興助成法、私立学校に對してきちつとした形で国として支援をしていこう、振興していこう、こういう姿勢をお出しただきまして、その後、私学助成は順調に展開させていたでいております。

きょうは、委員でお見えになつて文部省の長官の松野先生の千葉県で、たまたま一昨日、朝日新聞に取り上げられた記事がございますが、資料として差し上げたわけでございますが、これは、年収三百二十万の家庭の子供が東京大学に入つた、こういう報告でございます。同時に、大学における奨学制度も載っております。これらの状況を支えるものが私学助成であるということです。現状、一九七五年から行われている私学助成の積み重ねが、既に、私立学校はグリーン車ではないんだ、特別にお金がある人たちが行く学校だという状況からはもう完全に脱しているということとを御理解いただきたいわけでございます。国民教育の一つの重要な役割を果たしているんだということを御説明申し上げて、この資料を差し上げたわけでございます。

実は、この三百二十万の、これは記事が出ていますから言っちゃいいと思うんですけれども、私の学校の生徒でございます、学校名は出て

いせんけれども。いろいろなところから問い合わせがありまして、生徒は取材されて、名前も出していいということで了解したようでございます。こういう実態があるということとをぜひひとつ御理解いただきたい。東京大学も、決して金持ちの子供が行っているだけじゃないんだということとを、それは私学助成が支えていたということとをぜひ御理解いただきたいという意味で、資料として差し上げたわけでございます。

申し上げたいことは以上三点でございます。そして、民意を尽くしたわけですから、立法府の意思を表明していただきたい。それから、振興基本計画は、日本の国民が教育に対する関心を高めるためにも、ぜひ基本法の中にお入れいただき、できるだけ早くそれを公表していただきたい。そして最後に、私立学校の私学助成が役に立っている、したがって基本法の中にはこの規定をぜひお入れいただきたいということを申し上げて、陳述を終えさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○森山委員長 ありがとうございます。

次に、梶田参考人にお願いいたします。

○梶田参考人 おはようございます。ただいま田村先生からも話がありましたが、教育改革国民会議、そして中教審と、この教育基本法の改正問題をずっと論議してまいりました。私にその場に於いて、これが審議という形で、この国会の場において、これが審議という形で、基本法の改正という方向に向かって具体的な歩を進めているということに非常にうれしく思っております。

教育改革国民会議でも中教審でも、もう既に内容的なことは、先日、中教審の鳥居会長もお話しただきまして、今、田村先生からもお話がありまして、余り詳しくは繰り返しません、私なりに言いますと、政府の案も民主党の案も、こんなふうにならざるにいくつたらしくなられそうなんですけれども、しかし、我々が国民会議、中教審で議論してきた大筋の上にあるというふうには私は認識し

ております。

それは何かといひますと、現行の基本法の理念、これはやはり基本的には堅持する、基本的にです。ただし、これは後でちょっと申し上げますけれども、現在の基本法ができる段階、原案で、例えば伝統ということが削られたとか、非常に重要な部分の修正があつたやに聞いております、これは当時占領下ですから。ただし、温故知新とよく言いますが、教育にとつては、古きをたずね新しきを知る、これはもう不可欠のことです。日本の伝統ということが入らなさいけない。そういうような点はございますが、理念は堅持する。

そして、現状に合わない具体的なところ、今もお話ございましたように、現行のものは義務教育基本法のようになつてしまつておりますから、生涯学習も家庭学習も幼児教育も、あるいは教員の問題等々、十分に触れられていない。だから、これは現状に合わせて、条文はやはり基本法らしく合わせていかなさいけない。

もう一つ、現在のものに一番欠けているのが教育振興基本計画的なものですね。これは、民主党の案ではそういうふうには言つておられませんが、中身は我々が議論してきた、つまり具体的に、教育というのは単年度予算を超えて、やはり五年なり十年なりのビジョンの中で一つ一つ積み重ねていかなさいけない、そういう施策がいっぱいあるわけですね。それをこの国会の場で本當に真剣に議論して、予算をつくつていただいているわけですが、毎年毎年という、そういうだけにはなじまない部分があつて、やはり五年だつたら五年という流れの中で考えなさいけない問題があるだろう。これが両方の案に入っております。

ですから、この三点が入つていという意味では、私は、両方の案とも我々が望んでいた教育基本法改正の方向に行つていというふうな思つておりました。うれしく思つております。ただ、まだ、なぜ教育基本法の改正なのかとい

う議論もございます。これは確かに、戦後、占領政策の中で行われたいろいろなことは余り蒸し返さないような社会的なタブーがございました。私は、これは非常にまずいことだ、日本の国にとってまずいことだと思つて、今まで言つてまいりました、そういう発言もしてきたつもりであります。そういうことと、もう一つは、現状に合わないということ、この二つがあるわけですね。今の基本法が現状に合わなくなっているということ、これはもう既に田村先生も、あるいはこの前、鳥居先生もお話しになりましたから、もう繰り返しません。

もう一つは、実は、この基本法あるいはこれから議論になると思われます日本国憲法、これが日本が主権を失つていた七年間近くの間につくられたということでもあります。

主権を失つていっているということがどういふことかというのが、今ほとんどの人がわからなくなつております。アフガニスタンとかイラク、この前、アメリカを中心とした軍隊が行つて政府を倒して、その後一種の軍政をしいたわけですね。今、形の上では独立を回復しようとしてくれども、この最高決定機関というのはやはり軍当局なわけですね。

日本も、日本国憲法が制定されたとき、教育基本法が制定されたときはそういうことだったわけですね。そのときには既に、例えば教育基本法は昭和二十一年に議論されたわけですね。第九十二帝国議会ですか。あるいは同じ二十一年十一月の三日でしたでしょうか、日本国憲法も公布されているわけですね。それで、例えば日本国憲法は、主権は国民に存するか、国会は国権の最高機関である、こう規定されているわけですね。そこし、今、日本の学校で教えないでしよう。その上にGHQがあつたんですよ、連合軍総司令部が。

例えば、象徴的な例、私は昭和二十二年の毎日年鑑を持ってきたんですが、私は古本屋を回るのが趣味なものですから、いろいろと古いものを

持っているんですが、十一月三日に日本国憲法が公布されております。同じ昭和二十一年、敗戦から次の年の十一月十六日付、つまり、憲法公布よりちよつと後にこういうお達しが出ていますね、連合軍総司令部より日本政府に対し、国旗の掲揚について次の通達があつたと。国旗の掲揚。

当時、九十二帝国議会でも、これは記録をお読みになりますと、日本の学校で、民主国家になったんだから日の丸ぐらひ上げていいじゃないかという議論を国会でやつておられるんですよ。そのときの答弁が、これは連合軍総司令部が許可したときしか上げられなくなっていますからという答弁になつていまして。当時は、すべては占領政策をどうスムーズに遂行するかなんです。日本国憲法は成立しているんですよ、でも、その後、こういうことが言われているんですよ、連合軍総司令部の認めたときしかやっちゃいけない。

そして、これに付随して、こういう通達をやっているんですよ。天皇陛下が地方に行幸になる、そのときにみんな小旗を振つたりしますよね、あるいは国旗を上げたりしますよね、これはまかりならぬと。

主権を失うということはそういうことなんです、象徴的に言いますと。

日本国憲法も教育基本法も、そういう中でつくられたということを私たちは改めて認識しなければいけない。だから悪いと言っているんじゃないんですよ。そういう状況の中で、片方で検閲がありました。御存じのように、占領政策に合うものはいくつか、そうでなければ新聞の記事なんかは削られたわけですね。そして同時に、教職の適格性審査というのがありまして、敗戦前の日本政府の行き方に積極的に関与した者は教壇から追われた。後には、同じ占領政策の中で、今度は左の方が追われるわけですね。こういう中でつくられたのがこれなんです。

で、私たちはこういうことを考えるわけですね。もちろん、こういう状況でも、いいものはいんです。ただし、我々が独立を回復してからも

う半世紀たつたんですよ。我々は我々自身の自由な言論のもとで、我々自身が主人公になつて日本の国の未来を考えなきゃいけないでしょう。日本の国の未来というのは、もちろん日本国憲法はありますけれども、まず教育ですよ。どういう肌合の人間がこれから二十年、三十年、四十年後の日本の社会を形づくるか、そのために今の我々がどういふ教育をしておくかなんです。我々今おる者は、未来の日本の社会の人々に対して、教育を通じて責任を持つわけですね。これをやらなきゃいけない。

繰り返します。いいものはいいんです、どういふ状況でも。だけれども、これは問い直しをせぬきやいかぬ。これが、理念は基本的には踏襲するけれども、伝統とかそういうことはやはり入れていかなきゃいけないという、それぞれ二つの案にあらわれているらうと私は思っています。もう一言だけ、もう時間がありませんから申し上げます。

愛国心の問題。

国を愛さない、そういう国民を育てようなんていう国はないわけですよ。

ただ、問題なのは、昭和初期から敗戦前の状況の中で、愛国心が極めて狭いものになつて、エスノセントリズムといひますけれども、日本さえよければほかのことは知るか、こうなつちやつたという非常に不幸な歴史がございます。

この反省の上に立つて、これからは開かれた愛国心、全人類に通用する愛国心にならなきゃいけないということで、国民会議でも中教審でも随分議論しました。愛国心は大事ですけども、そのために、私は政府案はちよつと回りくどい言い方になつていなかた。これは仕方ないですよ。歯どめをつけなきゃ。

二つポイントがあります。

一つは何かというと、やはり愛国心というのは時の政府を愛することじゃないですね。もちろん、時の政府を愛したいですけどもね、私はね。それは愛したいけれども、でも、日本の将来

ということを考えた場合には、時の政府に対して反対もしなきゃいけないんです、批判もしなきゃいけない、これが愛国心なんです。そういうことが入つてこなければ、やはり本当の愛国心でないだろう。それは、ただ単なる権力に対する迎合、追従の徒を生むだけなんです。それと愛国心は違います。

もう一つは何かというと、先ほど言いました、日本が結局、狭い狭い愛国心になつちやいけない。日本の伝統に根差して、よき日本人になつて、そういう先人たちの営々とした努力を尊敬し、尊重し、我々はよき日本人になると同時に、それをひつ提げて全人類のためにいろいろなことをやっていく、人類社会に参画していろいろとやっていく、そういう愛国心でなきゃいけない。これが開かれた愛国心ですね。エスノセントリズムを超えた愛国心です。この二つの条件が、愛国心については不可欠であります。

今議論されている方々は、それは当たり前だろうと思われちゃうんですが、今私が言つた二つは、でも、新しい基本法ができれば、これから多分五十年は生きます。その中で間違つた方向に行つちやいけないからあえて申し上げますが、くどくども、やはり間違ひのない形で愛国心の問題を規定していかなきゃいけないんじゃないか、そういうふうにご意見を伺います。

細かい点はいろいろとございますけれども、私は、きょう、皆さんにもう一度お互い確認したいなということ、二点。

一つは、主権が失われたときにつくられたものは、独立を回復したら我々自身の問題としてやりきちつと考え直して、もちろん、全部捨てるわけじゃありません、いいものは守っていきます。しかし、この時点でやはり考え直して、若干修正が必要であればやっていくということが必要だろう。

もう一つが愛国心の問題。これは、だれも国を嫌になれというふうなことはないと思つてます。ただし、これが非常に、一時期は愛国心を言

うこと自体もはばかれるようなときがあったわけです。日の丸を振っちゃだめだという占領当局の指示に忠実に。だけれども、やはり日の丸を振りたいですよ。でも、これが、あえて言いますが、これからサッカーのワールドカップがありまされども、日本チャチャチャでいいんですよ。だけれども、試合が終わったら握手しなきゃいけないです。いつまでも日本チャチャチャで、日本だけを考えて、試合が終わるうが何であらうが、時々、一部の国でありますけれども、そこから暴動になるような愛国心になっちゃいけないんですよ。

そういう意味での、本当に大人の、成熟した、開かれた愛国心をこれからの教育によってきちつと育てていきましょう、そういうふうについてほしいな、こういうふうに思っております。

○森山委員長 ありがとうございます。(拍手)

次に、西澤参考人をお願いいたします。

○西澤参考人 私ごときを呼んでいただいたわけですが、果たしておこたえできるかどうか、甚だ自信がないところでございます。

ちよっとだけ私のバックグラウンドを申し上げた方がわかりただくのいいのではないかと思います。

私のおやじも東北大学の工学部応用化学科におりまして、子供のときから、教育ということには幾らか雰囲気として勉強ができたのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

もともとは理学部に行きたかったのでございますが、終戦後、それこそ、現在の中国東北地区から毎日のように命からがらこちらに引き揚げてきた人たちの報道などを聞いておりまして、とにかく、何とかしてこの日本がこれから自立していかなきゃいけない、まず経済的な自立も一つ重要でございいます。

そういうふうなことを考えたときに、一体何で自立できるのかということを考えてみました。いろいろ考えてみましたが、どうも農業はもちろん

だめでございますし、工業でやる以外にないんじゃないかと。それで、工業でいゆる加工賃をもらうという考え方になるわけでありまして、もちろん新しい産業を起すのが一番商売がしやすいわけでございますから、そういうところを指すべきではないかということになったのであります。よく考えてみたら、東北大学の工学部に入っていたわけでございますので、何だ、自分がそれをやるべきでしょう、いいところにいるんじゃないかということに気がつきまして、初めて勉強しようという気持ちになったという甚だらしい男でございます。

その後、昭和二十年、終戦でございます。そんなことを考えたのは二十年でございますが、その後、毎年毎年新しい学生諸君が入ってまいります。そういうのを見ておると、その間の学生諸君の雰囲気はだんだん変わってきております。それを割方継続的に見るのができたということが、私にとつては大変参考になったのではないかと思っております。

これは決して、大学の教育というのが一番大事だと言わなければいけません。もちろん大学の教育も大事でございますが、要するに壁でも何でもございまして、一番最初の志がしっかりとできていなければ、いかに上に壊れてしまふわけでございますから、基本的なところから人間をちゃんと秩序立てた成長をさせるようにしていくということがどうしても必要であるということに気がつきまして、それから若干、最後はいゆる胎教まで興味を持つようなことになったわけでございます。

たまたまサイエンスをやっていたせいもございまして、それから、恩師の恩師に当たります八木秀次先生が昔から非常に教育熱心でございました。本當の研究ができる人間というのは、教育もちゃんとできるような人間でなければだめだということをは、研究の方でも負けずに世界的なレベル

の研究成果を上げていよう人間でなければ教育はできないんだ、それは直接講義の中に出てくるわけではないけれども、黒板を向いて後ろ姿を見せながら講義をしている先生の雰囲気は若者たちに大変大きな影響を与えるものだということをよくお教えいただいて、今でも、まさにそのとおりだということに考えているところでございます。

そんな意味で、橋本内閣のときに、どういうわけかわかりませんが、第一号意見陳述人というのにさせられました。出ていって見ましたら、最初は何かメンバーの方々の写真を撮るために私を写真の台に使う新聞記者諸君がたくさんいらっしやいました。頭のてっぺんにカメラを載せられて、私もさすがにちよっと小言を言ったのでございますが、大変私もそのときに妙な雰囲気を感じたところでございます。

保利先生あたりの大変な御努力で、一応その会議を務めさせていただいたわけでございますが、最初に橋本総理が演説をなさいました。橋本内閣は六つの改革をしようとおっしゃったんだと思ひます。私は、一番大事なのが一つとて

いるんじゃないでしょうか、どんな改革をやろうと思つても、基本的には教育まで戻らなければ本當の改革になりません、そういう意味からいえば、ぜひ教育改革を一つ入れていただきたいということを申しましたら、橋本総理が一番最後に締めくくりのごあいさつをされたわけでありまして、七つになりました。翌朝の新聞から一斉に七つになつた、六つかな、ちよっとその辺のところは怪しいんですが、教育を入れてくださったということだけは間違いございません、ということになったわけでありまして。

その辺からだんだんに、やはり教育行政というものに對してもいろいろのことを申し上げなければいけないというふうに考えました。大学の方も、私は研究一本でやりたかったわけでありまして、けれども、やはり行政的なところでもつなぎをし

なければいけないということになりまして、決してそういうことは達者な方じゃございませんけれども、できるだけ努力をいたしまして、結局、東北大学の学長も一期六年間やらされました。その後、岩手県知事の方から御要望が生まれまして、新しくつくる県立大学の創設もやらされました。最後は、石原東京都知事に引つ張り出されまして、四つの大学を合併いたしました首都大学の学長を今やらされているところでございます。

そのときに、とにかくしっかりした見識を持った教育をすることが必要でございますし、やはり地元の人たちに非常にプラスになるような教育内容を持たなければいけない。教育内容としては、たまたま東京都がアジア地区における一千万都市の皮切りでございますし、大変な失敗も成功もあったわけでございますが、そういう体験がある。また、既に中国には七つとか何か一千万都市がございまして、巨大化がどんどん進んでいるわけでありまして、これから、インドあるいはアフリカにまで人口稠密化が波及していくように思うわけでありまして、そういうことに対する基本的な学問をつくるということをやつてはどうでしょうかというのを私は意見具申しました。

ただ、それだけでは困るわけでございますが、やはり大学というのはスピリットが要るわけでありまして、心が要るわけでありまして。そういうことを何にするかという、案外、今、日本では全然自信を持っていない方が多いのでございますけれども、北の方に行きますと、私は旧制高等学校時代に宮沢賢治の作品に大変魅せられたわけでありまして、そういうような同じ思想を持っている方としては、後藤新平先生とかあるいは新渡戸稲造先生という方々がいっぱいいらっしやいます。

こういう方々のやられましたことは、既に、とにかく中国が非常に日本を嫌っているような印象を持っていることが多いのでありますけれども、天皇の像がちゃんと中国に建っているんですね。今上天皇の像が建っております。それは、人の話

を聞きますと、後藤満鉄初代総裁が現地の中国人の生活にも大変プラスとするようなことをやられたことが、今もって彼らの非常に尊敬の念を集めているからであるという説明がありまして、私も納得がいったわけでございます。表に出るようなことだけでは決してないんだということも申し上げておきたいと思えますし、しっかりとした方々が両国間のつなぎをやったところは今でもちゃんと日本を評価しているということも、ぜひ頭のどこかに入れておいていただければ、大変うれしいと思っております。

そのような例はたくさんあるわけでありまして、確認はしておりますが、毎年、後藤新平先生の祥月命日になりますと、台湾から飛行機いっぱいお墓参りに来るんですね。東京都の人は市長をやつてもらっていたのにちつとも来ないといつて、今皮肉を言っているところでございますけれども、台湾の人たちは大変そういうところは礼儀正しいわけでございますので、そういう話が言われているわけでありまして。

ですから、悪い方ばかり表に出ておりますけれども、大変立派な仕事をしている方もいらっしゃると思いますし、また、それだけのことをすれば、ちゃんとそれに対する見返りがあるんだということを、この席をかりましてちょっと申し上げさせていただきます。

いよいよ本番に入りますけれども、やはり教育というものは大変大きなものでございまして、ただ単なる知識の引き継ぎではないんだと私は思っております。本来、日本の国でやる義務教育というのは、我が国の持つ文化を子孫に伝承していくものであるというふうに考えるべきではないかと思っております。言葉に整理することのできないような、一つの、日本人として、日本国民としての思想とか物の考え方、感じ方というのがございまして、これが次代に正當に継承されていく。そのまま伝えなきゃいけないというのではございません。やはりまずいところはどんどん直さなきゃいけない。そういうことで、世界トップ

レベルのそういう仕事が伝えられるようにしなければいけないと思っております。

次に、教育の原点ではないかと思いますが、国民一人一人の持つ人間としての能力を伸ばす。

みんな特徴がございまして。一時、画一主義に流れてしまつて、皆同じ形にしまつてしまつたというような、大量生産と勘違いされたような教育が標榜された時代もつい最近まであったわけでございましてけれども、これは一人一人がどんな才能を持っているかということをよく担当教師が考えまして、それに対する教育を施しまして、もちろん卒がございましてからそんな勝手なことをさせるわけにはまいりませんけれども、一人一人に接していくといふのは、やはりそういうことを原点としてやるべきではないか。

もちろん、それは本人の才能を伸ばすだけであつて、国という観点をなくすわけにはまいりません。もちろん、我が国社会とのマッチングをとりながら一人一人の才能を伸ばしてやるというふうにかけるのが、教育の一番基本的な方針ではないかというふうに考えております。

結局、国民一人一人を幸福にしようといひますと、その環境をなす社会、国家、ひいては世界がすぐれたものになつていなければ、一人の国民は十分な幸いを得ることができないわけでございまして、当然そういうことを要求する以上、国民一人一人が自分を守るのももちろんでございまして、また家族を豊かにすることも当然でございまして、同時に、自分たちを包む社会をよくしていく、国も立派にしていかなきゃいけない、また世界も立派にしていかなきゃいけないということがやはりあるわけでございまして、その辺のところが、国と個人というの間に今非常にミスマッチングがあるのは、やはりもうちょっと深く見なければいけないということでありまして、深く見れば、これは大変オーバーラップするところが多いわけであります。どういう比重になるかというところに一人一人の見解の相違はあり得るわけでございましてけれども、総合的には、国も立

派でなければいけない、世界も立派でなければいけない。

宮沢賢治の有名な言葉がございまして。世界じゅうの人がすべて一人残らず幸せになつていなければ、それを見ていない人たちがやはり自分も不幸だと感じなければいけないわけでありまして、一人でも不幸な人がいるうちには世界じゅうの人類は本来自分も幸せだと思ふ資格がないんだというようなことを大変きれいな文章にまとめたのが、よく伝えられているわけでございまして、これは特に、北アジアに住む我々の大いに誇りにすべき非常に大事な思想ではないかというふうに私は考えているところでございまして。

そんなことでございまして、文化というもののは、もちろんDNAによつて変わるところもございましてけれども、決してそれだけではないと思ふわけであります。

中国の学校教育は、詳しく調べたわけではございませんが、西暦紀元前約三世紀というふうになつていくわけでありましてけれども、日本は大体十一世紀に、仏教と一緒に日本にやつてきたあたりになるようでございましてけれども、これは西歐で最も古いと言われておりますポロニーヤにおける大学の発足とはほぼ同じでございまして。ですから、アジアの学校教育というものの体験はヨーロッパよりもはるかに長い経験を持つていらっしゃるという意味で、その中に詰め込まれておりますノウハウも非常に豊富なわけでございまして。

そこら辺をよく考えれば、アジアの我々が、そういうこともよく自分たちで調べ上げてまして、すばらしい教育のエッセンス、やり方というもの日本から逆にアピールするというぐらいの気概を持つていられるのが当然だと私は考えているところでございまして。

先年、台湾の校長先生——総長、学長だのというようなくだらないことを言っている人はいないわけでありまして、台湾は大学から小学校まで全部校長先生でございまして、この校長先生が何百人か集まつたところで話をさせられました。私

も、台湾だつて大変すばらしい歴史を持つておられるんだということを申し上げてまいりまして、大変喜んでくださった方もあるようでございまして。

そんなことで、教育の効果的な順序とかあるいは年齢などにつきましては、いわゆる教育の技術になる、技術と言つてはちょっとまずいかもしれませんが、技術になるわけでありまして、幾ら教育の理念が立派でも、やはり教育技術というものが十分に発達していなければ余り効果がないわけでありまして、時とそれから環境というものがうまくそろつたときに教えていくというふうなことになるわけでありまして。

日本には長いこと言い伝えというのがございまして。この中には、ある意味の教育のエッセンスが詰め込まれているというふうにかけるわけでございまして、例えば守破離という言葉がございまして、これはおけいことの方では当然でございまして、また、北辰一刀流のような武道の世界でもこの守破離ということがよく言われるわけでございまして、これが教育のやり方としては基調的なものであります。

守というのは、今までためてまいりましたその流派のエッセンスをただ黙つてまづやつてみるというのが守でございまして。次に、破でございまして、あるところまでいけば、今度は少し崩してみろということになるのが破でございまして。守もできないうちに破をやつたのでは何にもならなくなつてしまふ。それから最後には、今度は離れて一家をなすということ、はるかにレベルの高いものがそこから生まれてくるということになるわけでありまして、これは現代でも、教育の成果が上がつていつたときには、サイエンスに関係する学生どもの教育でも全く同じことになつていられるではないかというふうに思ふわけでございまして。しかし、これをよく間違えて、小さいうちから勝手な自我の主張をさせたりいたしますと、結果としては何にもならない。よく絵をかく先生方がおっしゃいますが、デッサンがしっかりできてい

ない人間は、一時的には受けることがあってもやがてすぐにつぶれてしまふ、やはり基本からしっかりやらなければだめだということが言われるわけでございます。こういうことはいろいろな分野で皆言われているのでありますが、必ずしも教育の世界ではそういうことを非常に強調なさる方ばかりではないというようなところに、やはりいろいろな破綻が生じている点もあるのではないかと思います。

例えば、それ以外に、おけいことは六歳の六月六日がいいとか、それから、もうちょっと基本的な大事な性格を決めることにしましては三つ子の魂百までなどというように、非常にエッセンシャルな言い伝えが伝わっているわけでございます。

現在、東北大学におります川島教授というのが、近代的なサイエンスの測定技術を使いまして、放射性物質の弱いものを体の中に注射する、体の各部に置いておきますカウンタが放射性物質の量に比例したカウンティングをやるわけでございますから、結果としては、血がこちらの方にはどのぐらい流れてきたかということがわかるというふうなことでございます。

つい最近までいろいろ問題がございましたが、小学校の一年生から電卓を使わせるなどということを決めたのが約二十年前でございます。その後、いろいろな形でこれに対する批判も出たわけで、実はその会議の席上で反対したのは私一人でございます。ただし、最初の日が急に予定が通知されたので行けなかったわけですが、二回目に行つて慌てて反対をしたわけでございます。もちろん、取り上げていただけませんでしたが、結果としてはそういうことがよくあるものだと思います。結果を見てください、今は私が言った方が正しいと思われることがたくさんあるんですが、泣き言を言ったこともあるわけでございます。残念なことに、計算機は小学校の一年生から使わせることに決まっております。

して、まだ変えられておりません。

ところが、ちょうど半月ほど前でございます、もう一カ月になるかもしれません、中国では新しい教育基準を発表いたしました、その中に九九を十九掛ける十九まで小学生に覚えさせるということが入っております。日本は九掛ける九で、学問的には九掛ける九の方が正当性があるのではないかと思います、余計覚えておつて害になるということは、幾らかはございますけれども、そうはないだろうと思つておりますけれども、もうちよつと早くどんどん直していただいたらいいいではないかというふうに感じているところでございます。

そんなことで、要するに、さつきも申しましたように、教育理念も、もちろん一番大事でございますけれども、それに派生するいろいろな技術を同時にフォローアップしなければ、せっかく立派な理念をつくりましてもそれが効果として出てこない。残念ながら今度の教育基本法は今回は間に合ふぬというようなお話もあるようでございますが、教育を受ける子供たちのことを考えてみますと、かなりおくれるわけでございます。下手すれば一学年おくれるでしょう。それが日本に対してだけ大きなマイナス効果があるかということを考えていただければ、これは重大な問題ではないかという気がするわけでございます。とにかく、そういう意味からいえば、早く具体的な教育手段までどんどん検討していただかなきゃいけない。

文部省にも教育研究所というのがあるわけでございます。前に吉田さんとおっしゃる方に申し上げたのでございますが、婦女子女の中に非常に成績の悪い人が時々入るんですね。どうもこれは言葉が途中で変わるといふことに原因があるのではないかといいことで、婦女子女に関する調査というのを申し上げまして、御本人は非常に喜んでくださったのでありますが、やはりプライバシーにかかわることでございますので、その後進んでいないようでございます。そんなことで、早く具体化のところまで進めていただきたいということ

をきようお願いしたかったわけでございます。

時間がなくなつてしまつたので、そういう意味では、やはり受験塾あたりの対応が、問題解決のところは非常に力を出すわけでございますが、子供の基本的な能力を伸ばすということについては逆効果であることが非常にたくさんあります。今の暗記勉強のこと、暗記はもちろん大事でございますが、度を過ぎた暗記というのは非常にマイナスであるということをやはり注目していた必要があると思つております。

そんな意味で、もう時間になりましたので、大変くたくたと申し上げましたが、最近、教育の中における人間の正義の問題というものすらおかしい。きのうもちよつと若者といういろいろ合つてきたのでございますが、とにかく多数決こそ一番大事なやり方なのだと考えている若者が今相当のアクティビティを持った連中の世代にございます。そういうことでやるから、どうしてこういうひどいことをするのかということを感じていたわけですが、そうか、多数決の原理かということにやつと私も気がついたわけでございます。

よく見直していただきますと、早急に、そういう妙なことから、簡単に言えば、占領時代のいろいろなネガティブエフェクトが今もって国民の基本的な考え方まで尾を引いていることがたくさんあるということを今切実に感じているところでございまして、何とか命あるうちに少しでも変えていただくようにしていただければ、大変私もうれしいし、また安心して、年寄り引つ込めなんて言われておりますから、あの世にさつさと行けるところになるわけでございます。

以上、大変なお話をいたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○森山委員長 ありがとうございます。

次に、渡久山参考人をお願いいたします。

○渡久山参考人 渡久山でございます。

本委員会が、森山委員長を始め委員の皆様方が、我が国の教育、特にその根幹をなす教育基本

法について真摯に審議されていることに対し、心から敬意を表したいと思います。また、本日は、私の意見をお聞きくださり、心から感謝をいたしたいと思ひます。

二〇〇三年、平成十五年の三月に、教育基本法改正のための答申を中教審としては出しました。私も中教審の委員の立場を含めて、きょうは意見を述べさせていただきます。

私は、当初、教育基本法改正には消極的でした。その理由の一つは、ことしの五月の十六日の衆議院本会議における民主党の鳩山由紀夫幹事長の発言のように、将来、憲法改正が云々されているわけですから、その整理が済んで、それにのつとつて、教育基本法の改正が必要であればやればいんじゃないかという考え方からであります。

二つ目は、昨今の我が国の教育は、やはり危機感とか、あるいは教育は荒廃しているとかよく言われます。いじめや不登校や、あるいは校内暴力など、やはり学業においても、学びからの逃避と言われるような状況がありますが、果たして、そういうような現在の抱えている教育課題を、今の教育基本法を変えることによってすべて解決するだろうかということを考えますと、まだ、最初にもっと早く何かすべき教育の改革の課題があるんじゃないかというふうなことからあります。

中教審は、総会のもとに基本問題部会をつくりまして審議が進められました。真摯に審議が進められた結果といたしまして、教育の理念、目的については、個人の尊厳、人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者の育成というふうな形で、現行法の理念や目的を踏襲するというふうな形になりました。これは、民主党案にも、あるいは与党・政府案にもほぼ一致して新しく記述されているところがございます。

それから、新しくくつつけ、加えて記述した方がいいというふうな問題については、高等教育を充実させるための大学とか、あるいは生涯教育だとか、あるいは私学教育などのことについては

多くの委員の賛同を得ておりまして、現在出ております民主党や政府案のとおりでございます。

なお、公共に主体的に参加をする、あるいは伝統、文化などというようなことについてはいろいろな議論がございましたけれども、やはり、一党派や、あるいは特殊や特別な学説によらず、常識的な記述あるいは良識的な考えから、これは答申のような記述になっていったわけでございます。

それから、宗教教育や宗教的情操の教育については、これは複数の宗教学者の御意見あるいはヒアリングを受けて今のようない記述になったわけでございますが、戦前の宗教に対する弾圧とか、あるいは憲法二十条における宗教の自由というような立場から、どうも今までの学校教育の中には非常に消極的なものがあつたのだらうと思えます。特に、日本の場合、そういうことで、カルト集団への批判的な力をつけるという意味では、まさに宗教に対する知識とか宗教の社会的な意義とかということについては、子供たちへの正しい理解を深めることは大事だと思えます。

ただ、宗教的情操といった場合に、果たして、具体的に何をどのように教えていくかというようない形になった場合には、これは一党派、宗派に偏する可能性も十分あるというようないことから、このことについては記述はされませんでしたけれども、今の民主党案やあるいは政府案には出ておりますが、そのとおりでいいんじゃないかと私個人としては思っているわけでございます。

ただ、宗教の問題は、日本の場合は無宗教者が非常に多いわけでございますが、やはり個人や家庭の問題だというようないことで、改めて宗教に対して認識を深める必要があるのではないかと思っております。

民主党案の中に、その宗教に関してですけれども、生や死のことについて書いてあります。これは法律用語としてはどうかと思えますけれども、やはり死に対する正しい認識を子供たちに持たせるといふことが、ひいては生の尊厳というようない

ことを教えていくという意味では、非常に示唆に富むものであります。これは、日野原重明先生も、ヒアリングで来られたときにはそう言っておられました。ただ、法律用語としてどうか、これはちょっと私にはわかりませんが、そう思います。

それから、愛国心についてですが、答申では、「郷土や国を愛し、誇りに思う心をはぐくむことが重要である。」といったしております。民主党案は、国を日本としておりますが、愛する心という素直な感じでございます。民主党の案の方が非常に素直な記述にはなっていると思えますが、与党案は、それなりに非常に御苦労いただいて、一つはそういう形で決まってきたものだと思います。そういう意味では、それなりに尊重すべきではございますが、私は、愛国心というのには人に負けないくらい強く持っているつもりでございます。

あるときに、国際組織に教員のデリゲーションを組織して行ったときに、ウィ・ジャバニーズと言ったら、後で、彼はどれぐらい国粋主義者かと言われるくらいでございますが、やはりそういうことも考えて、これは非常に、個人の心や、あるいはまた国が持っている統治機構や、権力機構としての国というようないものをございまして、良心の自由というようないことを十分に尊重するという意味では、余りこれは法律的に強制するものというようないのではなく、また規制するものでもないだろうというようない感じで、慎重に記述されるべきではないかと思っております。

また、現行指導要領の中には、国を愛する心情を育てるという意味で、既に、国を愛する心情については、そういう形で学校現場では教育的に営まれているというのが現状でございます。

現行の五条の男女共学が両案とも削られておりますけれども、与党案には男女の平等というのが載っております。民主党案には男女という言葉は一切載っておりません。これは、男女共同参画社会づくりを政府あるいは国が進めているという観点からしますと、何らかの形でこれについては規

定するなり進めるなりしなければならぬんですが、現実的には、公立高校や大学においては別学が進んでいるという現状をぜひとも見ていただきたい。それに対しては一考する値があるんじゃないかと思えます。

それから、民主党案は、すべての人の教育への権利を基本的なスタンスとしております。私は、これはすばらしい、結構なことだと思っております。

特に、我が国の憲法や教育基本法ができた後、世界人権宣言とか子どもの権利条約あるいは国際人権規約など、より進歩的で民主的な規定や国際条約ができてきて、国際的な常識あるいは国際的な主潮というようになっておりますから、将来のためにそういうような考え方も生まれていくということは極めて大事でありますし、また、財政的には、幼児教育から高等教育まで、漸進的に無償制が確立されることは非常にいいものだと思います。

それから、両案とも、義務教育の九年間という年限が欠落いたしております。これは、何か文部科学省の説明では、下級法、すなわち学校教育法あたりで規定したい、あるいは、これは修業年限の延長も含めて議論するというようないことをお聞きしております。それは非常にすばらしいことでありまして、私も、何かという、義務教育の延長というものが非常に大事であると思えます。

きょうお出ししました資料の一ページに各国の義務教育の実態について書いてありますから見ていただきたいと思います。十二年あるいはそれ以上のところもございまして、これも参考にしたいので、何とか、これを上げるときには、附帯決議の中に必ず法文化するというようないことをしていただければ非常に幸いだと思います。

それから、民主党案の十九条になります。政府案では十七条に、教育振興基本計画がございまして、ぜひ財政的な裏づけのある計画にしたいと思えます。

本委員会が五月二十四日に、民主党の笠浩史議員の提案の中にも、教育財政支出について、国内総生産、GDPに対する比率を指標とするということがございます。また同日、自由民主党の町村信孝議員、元文部大臣も発言をされておりました。それによりますと、日本は教育大国と私どもはそう思っておりますが、GDPの資料を見ると、残念ながら日本は教育小国なんですというように、元文部大臣の発言です。非常に重い発言でありまして、各国の国際比較が示されておりました。私も二ページからその資料を提起しております。

一つは日本の学級規模でありまして、海外よりも非常に大きい規模がまだあります。これは一目瞭然で、OECD参加各国の中では、日本は二番目に条件の劣悪さを示しております。

それから、もう少し具体的に見ていただきます。次の三ページ目、これは日本のGDPに占める教育費の割合であります。これは町村先生からも指摘がありましたけれども、GDPに対する教育費の占める割合は、OECD平均が五・三％なのに、日本はわずか三・六でありまして、初等教育においてはわずか二・七になっております。高等教育はもっと悪くなっております。これなんかを見てみますと、御存じのとおり、二十九カ国中二番目に悪いのが日本のGDP比の教育予算であります。

四ページ目に、日本のGDPに占める教育費の割合は年々減ってきております。これがだんだん減ってきている実態があります。それに比べて、アメリカあるいはイギリスはだんだん伸びていっているんですね。やはり国を挙げて教育を大事にしようという姿勢が、アメリカやイギリスでは近年さらに教育費を上げていく実態というのがこれでわかるわけであります。

それから、日本の国家予算に占める初中教育費の割合もだんだん減ってきています。これは五ページに示してございますけれども、このような形で出ています。四十九年から五十二年、ピーク

なっていますが、これは人権法ができたことでありまして、これは当時の自由民主党の努力によりまして人権法ができていった背景がございますが、こういうような状況になっていきますけれども、日本の場合はだんだんだんだん、子供たちが減っているから教育費が減っているということにはなっていない。これをとっても、相関がないばかりか、どんどん減っているのが実態でありますから、これはぜひ見ていただきたいと思えます。

それから六ページ目に、イギリスの教育予算について書いてありますが、ブレア政権は、一に教育、二に教育、三に教育という形で教育改革を進めております。もちろん、それはサッチャー政権が最初にやりました教育改革を受けてこれが出てくるわけですが、具体的には、ブレア政権になって教育費をこのようにしてありまして、二〇〇六年度からは義務教育費を全額国庫負担にするというような形で書いてありますが、そういうような意識でありますから、イギリスもそういう感じをやっております。

七ページ目に、実はイギリスは常に政府が教育予算増を発表しておりますけれども、この中に五カ年計画の戦略がございます。それから、二〇〇六年三月の予算があります。これは財務大臣の発表ですけれども、ちょっと読み違えてございまして、七千ポンドは八千ポンドでございまして、それから百四十万は百六十万円でございまして、お直しただければ幸いです。

また、アメリカも、次の八ページ目に書いてございますけれども、このようにブッシュ政権の競争力イニシアチブという形で、理科教育、あるいは落ちこぼれをつくらないための初等中等教育にこれだけの予算を組んでいるわけでございまして、ぜひともこれは大きく参考にしていただきたいと思えます。

また、衆議院の調査局から送られましたこの分厚い資料ですが、この資料の三百四十二ページに、実は基本法が二十六本あります。その中で財

政措置がされていないのは二つでございまして、その一つが教育基本法なんです。ですから、教育基本法は、理念法といっても全く実体を伴っていない。これでは非常にまずいのでございまして、今度これが十分審議がされている中では、このことはぜひとも、今度、こういう意味では、教育は国家百年の先行投資だという形で御高配をいただきたいと思えます。

最後に、教育基本法改正というのは、民主党案にもよさもあり、また与党あるいは政府案のよさ点もないとは言えませんが、ぜひとも慎重審議をしていただきまして、両案を初め国民の合意を得るようなすばらしい教育基本法の改正案をつくっていただければ幸いです。

以上です。(拍手)

○森山委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の方々からの意見の開陳は終わりました。

○森山委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松野博一君。

○松野(博)委員 自由民主党の松野博一でございます。

参考人の先生方におかれましては、大変お忙しいところ御出席をいただき、教育基本法の改正に對してさまざまな側面から御見識をお示しいただきまして、文字どおり大変参考になりました。勉強になりました。ありがとうございます。

また、複数の先生から、今回の教育基本法の改正に当たり、中教審、民間、また学界、さまざまな場において、教育基本法の改正につき多面的に繰り返し議論があった、そして教育基本法の改正の必要について、また教育基本法改正の方向についてはほぼ集約をされている時期において、国会は立法府としての意思を示すべきだという御指摘は、まさしくそのとおりでございまして、今、審

議の状況を考えたときに、じくじたる思いもありますけれども、しかし、先生方から改めて御指摘をいただき、日本国教育にとりまして重要なこの法案を一刻も早く成立させなければいけないと、意を新たにしたいと思っております。

本日は、教育論、教育学の御専門の先生方がお集まりでありまして、先生方に質問させていただくことを大変光栄に思っておりますし、楽しみにしてまいりました。

まず冒頭に、常日ごろより私が教育基本法の改正に当たり最も重要だと考えていることにつき、先生方の御意見をいただきたく存じます。

私は、現在の教育現場において最大の問題点といえますのは、教育現場の規範の喪失ということではないかというふうに考えております。

規範とは、辞書によりますと、行動や判断の基準、もしくは判断、評価などの基準としてのこととあるべきものというふうにあります。なぜ教育現場においてこの規範が喪失をしたのかといえ、それは、規範を醸成する源泉である教育現場における権威が喪失をしたためであるかと考えます。

権威の喪失といえますのは、国の権威や地域や学校の権威、教師の権威、親の権威ということであるかと思えます。

権威に関しては、これはつくるべきものではなく、あくまで実践の積み重ねの結果として得られるべきものであつて、当初より規定すべきものではないというような意見があることは承知をしておりますけれども、しかし私は、やはり教育現場におきましては、例えば国の権威は、日本の長く伝統ある歴史やすばらしい文化を子供たちにしっかりと伝える、そのことにより国に誇りを感じさせるといふことが肝要であるというふうに思っています。教師は崇高な使命を持つ職であることを自覚していただくこと、また、子供の教育に対する第一義的な責任は親にあり、親は子供に対する権威者たるべき気概を持つこと、こういったことを宣言することによって、この規範と権威の再構築というものが始まるのではないかとこのように考えて

おります。

今回の教育基本法の改正に当たりまして最も重要なポイントではないかと私自身考えておりますけれども、四人の先生方それぞれの御意見をいただきたいと存じます。

○田村参考人 ありがとうございます。

それでは、今の教育現場の規範の問題、あるいは教育の現場における権威の喪失の問題でございしますが、実は、明治のときに多くの先輩が日本の学校の仕組みをつくり上げたわけでございまして、それらの方々のいろいろな残された資料を読みますと、共通して言っておられることがございます。つまり、この新しい学校の仕組みというのは、家庭教育が存在することが前提だということとを、いろいろな場所で行ういろいろな方が共通に言っておられます。つまり、学校教育が家庭教育にかかわることが、できることとできないことがあつたという意味だろつと思えます。家庭における教育というものが、実は教育基本法には何も触れていないわけではございますが、今度の改定には、その点についてはある程度言及しているということとで、その辺からまず立ち直らせる必要があるのではないかとこのように考えます。

それからもう一点、教育というのは非常にクリエイティブな作業でございます。創造的な作業と言つていいのでしょうか。つまり、一人一人違いますから、一人一人違う子供に対して創造的に活動するということと、どうも規範を喪失するというのが誤解をされて、規範があるとそういう創造的なことができないというふうになり、実際現場にいて実感をしたしております。

その点に関しては、今おっしゃられた点を、これはぜひ立法府で、今回基本法をきちんと議論されて、公表していただいて、立法府の意思を示していただいた上で、やはり学校が、先生方が、きちつと話し合いをしてその点をしっかりと構築する必要があります。これは、教育の内容、効果に、決定的と言えるほどの大きな影響があること

だというふうに考えております。

○梶田参考人 権威の問題であります、非常に重要な御指摘だと思っております。

ただ、権威の背景、本当に権威が権威として機能するためには、いわば普遍的な理念といえますか、価値観といえますか、これがないとだめなわけですね。親だから何でも子供に言うことを聞けというわけにいきませんし、学校の教師だからおれの言うとおりにするのが当たり前だというわけにいかないわけです。ある理念、価値観が要ります。これが私は敗戦でまず吹っ飛んだというふうな思っております。敗戦ショック、これがずっと来まして、そのかわりに欧米から新しい価値観を持ち込もうとしたわけですね。

マッカーサー司令部は、先ほどお見せいたしました昭和二十二年の毎日年鑑に書いてありますけれども、マッカーサー元帥そのものが、これからキリスト教の理念を日本に持ち込んで、それを新しい日本の価値観にするんだ、そういうことを当時おっしゃっている。しかし、日本にキリスト教は、私はクリスチャンなんですけれども、おいそれとは根づきませんでした。残念ながら根づきませんでした。そういう敗戦ショックで、教育勅語に代表されるような東洋的な、儒教的なそういう価値観が吹っ飛んだ後に真空状態になって、そして、そこに何か言うのはタブーであるかのような状況が六十年続いてきたような気がいたします。

もう一つ、七〇年から後、豊かになりました、豊かになって、人がおろかになって、金持ちけんかせずになります。好きなことを好きなときに好きなようにやるのが一番いいという。しかし、その中で、どうしても、個人の利己的なものをどういうふうに通じる普遍的な価値観でセーブするか、これが薄れちゃったと思うんですよ。学校現場におきましても、九〇年代、非常に残念なことですが、当時の文部省も、好きなことをやらせるといような間違っただけで教育が一部にはびこるのを許し

てしまったところがやはりあると思います。

そういう中で、残念ながら、豊かであればあるほど、あることを、しんどい思いをしても我慢しよう、自分で、これは嫌だけれども、これをあえてやろうというものを、普遍的な価値観をつくっていかねければいけない。

そういう意味で、新しい道徳教育というのをこれからつくっていくかなければいけない、そういう時期だろうと私は思っております。

○西澤参考人 教育者が自分が社会に対して持っている責任感を十分に自覚しなくなったというところが、私は最大の原因ではないかと思っております。

もちろん、戦後、生活環境その他が決して教員に対してよくはなかったというふうに思いますけれども、しかし、小中学校の先生方の待遇が大学の教官に比べてそう悪くなかったなどという時代もあるわけでありまして、本来それどころかおかしな思いは思いませんけれども、先ほど申しましたように、そういうふうなところがあつたにもかかわらず、自分たちがこの日本の社会に対してしっかりとどういう責任を持つか、次の日本を担う子供たちをちゃんと育て上げていくという展望を見抜いて、その展望を伸ばしていく。しかも、それをめっちゃくちゃに伸ばすのではなくて、ちゃんとした社会を意識しながら伸ばしていくというふうなやり方をもっと積極的にとればよかったのではないかと思っております。

私自身も大抵研究所でございましたから、教育については一歩置いていたわけでございますが、学生騒動というのがございまして、平素偉そうなことを言っている先生方が、学生がちよつと脅迫的に出ますと一遍で顔色を変えて逃げ込むようなことがたくさんございまして、大変失礼であります、何だ口ほどにもないというふうな感じることが多々ございます。

やはり、そういうときに自分の身を挺してしっかりと受けとめる態度を持った先生方がもう少したくさんいたら、これほどひどくはならなかったのではないかと考えております。

以上でございます。

○渡久山参考人 かつて戦前でも、今もそうかも知れませんが、儒教的な考え方の三三下がつて師の影を踏まずという言葉もありましたけれども、まさに今そういう状況がないのかといえますと、やはり私たちは、一人一人の人格が、非常に個人的な人格として尊厳ということは極めて大事でありまして、それぞれの人格がそれぞれに尊重されるというのは大事にされるというふうな中から一つの連帯感が生まれてくるものだと思います。

そういう意味では、やはり今、競争社会というのが余りにも言われている、あるいは拝金主義というのが言われている。昨今の事件、そのとおりでありました。その中に、人と人とのつながりというのをなくしていく、あるいは、その中には、信頼関係とかあるいは友情だとかあるいは愛情だとか、そういうようなものを切り捨ててきている今の社会というふうなものに大きな問題があるんじゃないかなという気がいたします。

ですから、私たちは、教育者あるいは教育現場にある者は進んで連帯感をつくり、子供と子供、あるいは教師と教師、あるいは子供と教師の間に、信頼関係とそれなりにお互いに尊敬し合える関係をつくり上げることが極めて大事じゃないかというように思います。そういう中から、一つの新しい意味での権威というのがつくられるというように思っています。

以上です。

○松野(博)委員 次に、私が今回の教育基本法の改正において重要だと考えますことは、国と地方自治体、家庭、それぞれの責任、役割の分担であります。

参考人の田村先生は、我が千葉県において大変評価の高い学校経営を進めていただいております。この業績の第一は、学校現場の自由な裁量と責任の確立においてなされているものと考えます。

私立と同様に、今後は公立においても、校長を初めとする学校現場や市町村教育委員会の裁量自

由度の拡大を図っていくことが重要であると考えます。

同時に、全国的な教育水準の維持は国の責任である、このことは今回の政府案にも明確に書かれているわけでありまして。

学校現場や各市町村の教育委員会の裁量を拡大しつつ、全国的水準を維持するためには、まず国が明確な教育目標を提示して、その目標を踏まえて、教育現場が自由な発想、手法で授業や学校運営を進めることが必要であるかと思っております。

そして、各学校教育現場が自由に進める、その結果として得た教育的成果は国がしっかりと検証して、そこに問題が発生している場合は、改善について実効性のある仕組みをしっかりと国がつくっていく。この流れが、現場の自由度を高めて全国的な学力の水準を維持していく、このために必要な仕組みであるというふうに考えますけれども、この点について、田村先生、梶田先生の両先生に、国の教育に対する責任と地方、学校現場の責任、役割分担につき、御意見をいただきたいと思っております。

○田村参考人 ありがとうございます。

実は、最近、大変貴重な経験をさせていただきました。つまり、日本と中国が、第一次大戦、第二次大戦を通じて大変な殺し合いをしている、これを次の世代にはもうなくそうということで、その方法として、日本政府が本気になって、青少年の交流をやらう、中国との交流をやらう、こういう計画が始まりました。

二千人が第一年度ということで、これは二千人の第一陣が二百人ということで先般来られました、私どもの学校にも中国の生徒が来しました。同時に先生もついでにきましたので、先生との話し合いを二晩ゆつくりと、ホームステイをうちにしましたので話をしたんですけれども、中国の場合は、国の基本的な責任というのを非常に明確に出しているというのが実感されました。もつとも、どういふ評価なんだと聞いたら、大学進学実績だ、それしかないと言っていましたので、これは

びつくりしましたけれども。

単純といえば単純ですけども、明快といえば明快でありまして、何でもいと思うんですけども、やはり国の責任できちつとしたものを示すというところは、これから先、国際競争の場における我が国という状態を考えてみますと、非常に重要なことになってくるというふうに思います。

つまり、今の中学生が活躍する場は二十一世紀の半ばごろですが、今よりもっととグローバルな状態が進んで、国際社会の中で生きていく人間をつくっていくかなければいけないわけですから、その視点で国がしっかりと基本的なことを議論して示す、これは非常に重要だと思います。しかし、実際に行う場合には、地域によって、地方によっていろいろな特別な状況がありになるでしょうから、それは生かせるような形で国が示すという作業をなさる必要が今後絶対にあるなというところを実感いたしました。

なお、青少年交流は、ドイツとフランスでは、去年、実績が二万四千人以上です。我が国と中国は、昨年五百人以上ですから、これはぜひひとつふやしていただきたい。中高レベルでの交流ということで、これは世界平和につながっていくと思いますので、そんなことをちよと。

余計なことを申し上げましたが、よろしく願ひ申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○梶田参考人 それでは今の問題ですけども、昨年一年間、中教審で義務教育特別部会というのをつくりまして、きっかけは御承知の義務教育費国庫負担法の問題といいますが、小中の先生方の給料の出し方の問題ですね、これをきつかけにいたしましたして、一年間非常にたくさん時間を費やしまして、知事さんにも入られた、市長さんにも入られた、都道府県教育長さん、市町村教育長さん、あるいは財政や教育やいろいろな分野の学者の方々、あるいは労働界、産業界の方々、こういう人たちが集まりまして、一年間議論いたしました。これが、昨年の十月二十六日に、義務教育改

革の答申という形で、中教審答申の形で出しました。

ここでは、何を言っているかというところ、簡単な話、国の責任、都道府県の責任、市町村の責任、個別の学校の責任、一人一人の教師の責任、これを明確にしよう。

何かようわからぬで、例えばどここの学校で何か起こった、文部科学省は何しているか、そんなことをすぐ言われたら、これは困るわけですね。そんな細かいのはしの上げおろしで文部科学省の責任を問われたら、これは困るんですよ。まずは市町村教育委員会及び学校長及び個々の先生がどうするかというのがある、それを都道府県がどう指導して、その上で、これは全国的な一つの問題もあるなということがあれば文部科学省が乗り出す、例えばこういうことにしなきゃいけないだろう。

今まで、個別のことを、何かあるとすぐ国は何をやっているか、こうなると、逆に、国が何か言いますと、いや、学校現場のはしの上げおろしで文部科学省言うじゃないか、こういうふうになつてた、これはまずいことだと思います。これを答申で出しております。

つまり、ナショナルミニマムとローカルオプティマムの両立がこれから必要である。これは今まででも考えられてきたわけですけども、これを仕組みとしてつとめると同時に、国、都道府県議会、市町村議会、そういうところでも、そういうすみ分けといいますが責任分担といいますが、これを明確にしてこれからやらなきゃいけないだろう。こういうふうな、一応、いろいろな立場があつたんですけども、その一点ではほとんどの方が一致したんじゃないかなとは思っております。

また、国会の面でも、そういうそれぞれのレベルのいわば責任の分担、明確化、それと同時に、どこだけが突出しない、そういうことで、一人一人の子供に本当に安定した形で豊かな教育が保

障されるということ、ぜひ仕組みの面での改善を図っていただきたい、そういうふうに思っています。

○松野(博)委員 最後の質問でございますけれども、今回の教育基本法改正の議論におきまして私は重要だと思つた三つの論点といいますが、私学の振興、生涯学習、幼児期の教育を初めとする、現行法にはないけれども重要な教育の概念であり、また新たな教育の概念が付加されたということであろうかと思ひます。

特に、私学に関しては、日本の教育機関の大きな柱であることはもう自明のことでございますし、政界におきまして、例えば本委員会に御出席をいただいている委員の中でも、海部総理、森総理、羽田総理、それぞれ私学の御出身でありますし、小泉総理を初め、七代連続私学出身の総理が続いております。

これほど重要な貢献をされているわけでありまして、けれども、教育基本法の改正の折、私学振興に關してどういった御希望があるか、田村先生の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○田村参考人 大変いい御質問をいただきました、ありがとうございます。

私も、私学振興に關しては、これはぜひ国の姿勢として、私立学校の教育を評価して、きちつとした形でその振興の姿勢をお出しいただきたいと思ひます。もちろん、そのためには、私立学校自身がその責任の重要さを意識して、世に批判されないようにきちんとした教育をし、指導を受けるようなことのないことをするというのが大前提でございます。

それをするに、実は日本の教育の活性化というものが、私学の存在によって、今までの歴史の中でもはつきりと証明されております。婦国子女教育、中高一貫教育、それから大学、高校の一貫教育、その他いろいろな新しい教育の分野というのは実はすべて、戦後、私立学校が実験的に、それが普及したという経緯がございます。ですから、現在でも私立学校の方が、大変分

野を広く、そういった部分の責任を持つていてというのが実態としてございます。

ぜひ、その部分に着目していただきまして、正しく私学振興をしていただくように。公立が私立の刺激によってよりよくなる、公立も頑張り、そしてそれによって私立も頑張りという、これが日本の教育をよくしていく一番いい方法ではないかというふうに私も考えております。

ぜひ、よろしく、今回の基本法の制定の上に立つて、今後とも国の姿勢をお示しいただきたいことをお願い申し上げます、お話しさせていただきます。ありがとうございます。

○松野(博)委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○森山委員長 次に、斉藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 公明党の斉藤鉄夫でございます。

きょうは、四人の先生方、本当にありがとうございます。日本において教育について最も造詣の深い方々をお呼びして御意見を伺ひ、本当に参考になりました。心から御礼申し上げます。

最初に、田村先生、梶田先生、渡久山先生にお伺いをいたします。

三先生とも、平成十五年三月に中教審答申が出されました、そのときの中教審のメンバーでございました。今回の政府案につきまして、この中教審で議論されたこと、また答申、これがしっかりと入っている、このように思います。我々も、この中教審の答申を何度も読み返しまして、勉強させていただきました。

政府案の評価をお伺いしたいと思います。

○田村参考人 どうもありがとうございます。中教審答申と今回の法案にかかわつては、基本的にはスタンスは同じでございますけれども、具体的には幾つか違つたところもございまして、

一つは、義務教育の九年という年限を外したというところでございます。

答申、議論をしていた当時は、まだまだこの九年の義務教育そのものをテーマにということとは、

状況としてはなっておりませんでした。その後、義務教育、先ほど梶田委員から御説明がございましたように、義務教育費国庫負担の問題で特別委員会が開かれ、世論も喚起され、いろいろな議論の上で義務教育そのものが議論されたという経緯を私たちの国は持ちました。それを受けて、今回の提案には九年という義務教育の年限を外されただろうというふうに思います。

義務教育そのものが九年でいいのか、こういう議論が展開されているということが原因だというふうに考えます。延ばす方法もあるだろうし、従来どおりの義務教育であれば、短くした方がいいという議論も当然あるだろうというふうに思います。そういう議論の中で、基本的には長くするというのが世界の流れでございすけれども、その点については少しフリーハンドを持った方がいいだろうという考えが示されているというふうに理解をいたしました。

それからもう一点の違いは、実は幼児教育についてでございます。

今回の法案が提案された中身には、幼児教育について明かに議論がされ、提案の中に入っております。この部分は、今反省しますと、実は中教審が少し弱かったなという感じがございす。当然、社会の状況の変化があったということが原因だと思います。

つまり、その後、保育園と幼稚園と一緒にした認定こども園という議論が進みまして、それが国会でも取り上げられ、既に法案化されたんでしょいか。(斉藤鉄)委員「はい」と呼ぶ。そのことは、私どもが中教審で議論したときは大きな違い、状況の変化だというふうに思います。

幼児教育が教育の基本的な部分で非常に重要であるというところは、これは、発達心理学という学問が一九八〇年代に非常に充実するわけですから、そういう学問的背景の中で、今や教師の資質の一つとして、子供の精神的な発達段階を知っているかどうか、これが非常に大きな要素になっているぐらい大きな変化が起きているわけでは

ございす。それを踏まえて、幼児教育という項目が新しい法案の提案には入っている。

その二点が違っているというふうに私どもも見させていたでいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○梶田参考人 それでは、私の見るところで、中教審答申と今回の政府案といひますか与党案、これについて意見を申し上げますが、私は、本当に御苦労いただきました。今回の与党案はこれまでの中教審の議論を踏まえてつくっていただいたというふうに考えております。もちろん、今田村先生おっしゃったように、それは同一ではありません。若干の違いはありますけれども、基本は同じだと思っております。

これは、きょう私、最初に申し上げましたように、やはり理念として、いいものはいちやんと認めて、前文なりなんなり、最初のところへ持っていく。つまり、今の基本法を九と捨てるのか、九と一と捨てるのか、そういう議論ではなくて、その中でいいものは残しながら、しかし、残念ながら、あの時期の特殊事情から、主権を失っていた事情から入らなかったこと、入りにくかったことをきちっと入れていこう、こういうふうなことを中教審でも議論いたしました。

我々は、これから何十年先の日本のことを考えるんだから、イデオロギー的な対立、これに絶対巻き込まれちゃいけないということでやってきた。これは国民会議も同じことだったわけですから、これは国民会議の積み重ねが、私は、与党案には本当に御苦労いただいたと思ひますけれども、本当に入念に議論をしていただいで、こういう形にまとまったんだと思ひて、非常に感慨深いものがございます。

○渡久山参考人 今齊藤先生御指摘いただいたんですが、率直に申し上げて、中教審答申に極めて忠実に法案はできているんじゃないか、こういうふうに思ひます。そういう意味では、中教審の答申を非常に尊重されたな、こういう気がいたします。

しかし、先ほど申し上げましたように、義務教育の九年間の問題、これはどうなるのか。そのことについては今後議論をしていただきまして、私が申し上げましたように附帯決議等を入れて、延長もあり得ることを前提にして書いていただければ非常に幸ひだと思ひます。

それからもう一つ、既に三年経過しているわけですね。ですから、その三年間の経過の中で、やはり今度はどういふことが起こっているのか、起こったのか、このことも考えられたらどうだろうかと思ひます。

特に、サッカーがこんなに盛んになって、だれでも、日本人であれば日本のチームの勝利を喜ぶような感じがいたしますね。それは非常に率直に日本の国の勝利を喜ぶという極めて素朴な愛国心から出ているものだといふ極めて素朴な愛国心、そういうような、あるいは大きな、大きくはないかもしれないけれども、社会的な変化といふものもございすので、もしももっと審議の機会がございしたら、民主党政案に出てくる幾つかの国際条約等の前進的な部分も入れていただいで、またすばらしい案をつくっていただければ幸ひだと思ひます。

以上です。

○斉藤(鉄)委員 ありがとうございます。

大学の学長でいらつしやる西澤先生にお伺いをさせていただきます。

今回、与党案に、第七条ということで、大学という項目が入りました。もちろん学問の自由という大前提のもとに、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、こゝまではいいと思ひますが、「これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」我々国民感情からすれば当たり前なんですけれども、大学については、象牙の塔といふことで、社会との接点を、いわばこれまで悪いことであるかのような風潮もございました。そういうことの反省も踏まえてこのような文章になったん

ですけれども、またもう一つ、大学がブレイクド化しているというものもございまして、今回この項目が政府案には入ったと思ひますが、このことについての御評価をいただければと思ひます。

○西澤参考人 今先生のおっしゃったことは、むしろ私の持論でございす。

外国にもいろいろな学校がございす。例えば、グラスゴー大学に目をつけたのは伊藤博文の非常な先見の明があった。その前に、長州藩は五人の藩士を密出国させまして勉強にやっていたわけですが、グラスゴーには行かなくてユニバーシティ・カレッジに行つたのでありますけれども、いずれにしても、そういうところに目をつけたということは、日本の明治期における文教の発達に対しては大変効果的な選択であつたのではないかと思ひます。その中の中心的な人物はロード・ケルビンでございすが、ロード・ケルビンに目をつけたということもまた大変なことであつたと思ひます。

ロード・ケルビンは最初は、大体、蒸気機関といふのは、日本ではジェームズ・ワットがつくつたなどといふことをいひますけれども、実際はそうじゃなくて、三人の合作でございす。パパンといふ人が非常に原始的なことをやりまして、その後、ニューコメンといふのがこれに改良をいたしました。最後にジェームズ・ワットが二度目の改良をやつて、ほとんどこの間まで走つておりました蒸気機関車のような高度のものに発達させたのであります。

それを見たロード・ケルビンは、理論がないと。つまり、人のつくつたのを見て、それをまねしてつくつた。もうちょっと大きいのが欲しい、力の強いのが欲しいといふことになりまして、それをちょっと変形させてつくるといふふうなやり方でございまして。そういう経験がたまつていつて蒸気機関ができていたわけではございすが、それは本来はそれでもよろしいわけでありすが、けれども、ちゃんと理論式があつて、その理論

それを完成したのが彼の大変偉大なところでございしますが、そのときに実は内職をしていたわけで、内職というのはちよつと言葉が悪いのでございしますが、それは、世界の学問の歴史の中でも最も難解だと言われております熱力学を建設したわけです。ほとんど全部、ロード・ケルビンがつくり上げたということであります。私も東北大学はそのグラスゴウの流れをくみまして、東大の物理に來られましたユーイングという先生の影響が非常に強く伝わっております。

ユージング先生は、グラスゴーから東京に派遣されてきて最初に皆さんに言ったのは、地震の研究をやるうと言ったんですね。物理学教室でございます、大抵の先生方が、何でそんな変なことをやるんだ、世界の大学で地震の研究なんかやってるところはどこにもないと言われたときに、こんなに地震の多い国で何で地震の研究をしないのか、困っている国民がいっぱいいるではないかと、というのがそのユージングの返事でございました。これはまさに、本来の学者としての責任感あふれる言葉だったと私は思っております。

そこで、二番目にやったのが磁性材料の研究でございまして、これもユージング自身がみずから理論式をつくりました。これは今でも使われている理論でございしますが、非常に大きな展開をいたしました。結局、日本の磁性材料産業は戦後にわたる復興にも大変大きな貢献をいたしました。この大きな理由が、やはりユージングが指導いたしました磁性材料の研究から根を引いているものかと考えている方がたくさんいらっしゃると思います。

そういうことで、最初日本に入りました物理学の流れの一つは、日本の社会のために役に立つと

私が東北大学在職中によく言っておりましたのは、これを模範としてほしいと。そのためには、先生方には二、三割は余計働いてもらわなければいけない、両方やるわけでございますから。ただだし、その結果として得られるものは二倍、三倍でさえきませんよ、二十倍、三十倍の成果が得られるんですということをよく申し上げていたところでございます。

これが私の本心でございますし、今後とも、そういうことをもう少し積極的にやっていくということが日本の大学人に対して要求されていることではないかと思っております。学問だけやって楽しんでいるのは困るわけでありまして、やはり日本の産業というもの、もちろん、いろいろな分野がございますから、私が今申しましたような工業関係だけではないので、いろいろな分野でこういう責任感がしつかり教官の胸の中にあるということがやはり重大なことではないかと思っております。

以上でございます。

○斉藤（鉄）委員　ありがとうございます。

次に、田村先生、梶田先生にお伺いしますが、
 高校教育の位置づけでございます。

義務教育についてはきちんと議論されております。また、今西澤先生に私お伺いしましたように、大学ということについても議論されている。そのほどこにあるのが高校。憲法には、「普通教育を受けさせる義務を負ふ」ということで、義務教育イコール普通教育とも読み取れる表現がございます。しかし、高等学校には普通教育があります。また、高等学校とはいえ、文部科学省的には後期

中等教育で、中等教育だそうでございます。非常に概念規定がはつきりしないということと、私自

○田村参考人 非常に難しい問題でございます。子供の精神発達の話を先ほどちよつと申し上げましたが、青少年が大人になる自覚をする最初の一つのきつかけが、幼稚園の年中の四、五歳の第一次自立期、次に起きるのが、第二次自立期と言われる十四歳、つまり中二ぐらいのところで自我

の目覚めと言われる現象に悩みます。つまり、自分が人と違うということを意識して、そして、そのころからそろそろ自分の人生を見通して悩み出してしまうところから、これを心理学ではアイデンティティーの確立に入る、こう言われておりますけれども、そのアイデンティティーの確立を前提として、そのために非常に悩みの多い時間を過ごすというのが中等教育期間なんですね。中学校、高等学校がその時期だと思えます。

では日本の教育がどうなっているかという
と、実は、最初の制度設計では、つまり、今の教
育基本法がつくられた昭和二十二年、そのころで
は、高等学校に多くの生徒が進学するということ
は想定されない設計でありました。つまり、第一
次、第二次立期を終えて中学校が終わったら、
ある者は社会に出る、ある者は学校を継続する、
こういう制度設計をしていたわけです。

ところが、今度は、これは社会的な豊かさが原因の一つだと思えますけれども、ほとんどが高等学校に行くようになる。現実には全員が高等学校へ行く。しかし、考え方がもとのとおりでございますから、不思議なことに、全員が行くのに入学試験が高等学校にある。全員が行くのならなくていいと思うんですけれども、あるんですね、これは世界の中でも非常に珍しい例なんですけれども。

どうなっているかという点、現実には高等学校の入試というのは、いわゆる学力ということを

ですから、高等学校に入った瞬間に、もうおれはこの程度だというふうに思ってしまう、こういうようなことが日本全体に広がってしまう、それを長い間放置されている状況であつたというふうに考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

鳩山委員いらつしやいますが、文部大臣のころのお話ですが、場所は言いませんけれども、某所のバーで、いい若い男の青年が、おまえは偏差値幾つだ、おまえは幾つだといつて言い合っているというんですね。大人になってそんなことを言っているということは、いかに高校入試が大きな影響を与えたかということの証左だと思うんです。

この部分をやはり本当に考えないと、日本の教育の仕組みとしては余り機能しなくなるだろうというふうに思います。

これに六・三・三製の制度の変更にもつながりますし、ではどうしたらいいかということになりますと、これは義務教育という考え方で処理できない内容を持つ話になってきますので、つまり多様な生徒が出てきますので、全体一緒になって教えていけばいいというような部分が少なくなる一方なんです。中学を出るころは、とにかく子供たちの意識では、自分が理系だとか文系とかいう意識ははっきりもうできています。しかし、入試は全くその違いがないんです。全員やらされる。それで非常に不満に思う子供もいるし、まだそこまでいいない子供もいるしということ、非常に多様なんです。

だから その部分は 今問題として先生御指摘されたとおりでありまして、非常に大きな問題が残っている。これをどう解決したらいいか。これは、大学でやっている部分を少しおろすということが必要な場合もあるんじゃないか。つまり、そ

れに十分たえられる子供もいます。それから、中学校を高校まで及ぼす、それで十分という子供もいるわけですね。ですから、多様になってくるという部分になりますので、かなり慎重な検討の上で制度設計をもう一回見直す必要がある部分だというふうに私も実感しております。

ありがとうございます。

○斎藤(鉄)委員 梶田先生に、今の御質問と、もう時間がなくなってきましたので、もう一問質問させていただきます。

民主党さんの案に、教育行政のところで、「地方公共団体が行う教育行政は、その施策に民意を反映させるものとし、その長が行わなければならない。」というふうになっております。今、いろいろな自治体の長さんが、教育委員会なんか要らないから、直接選挙で選ばれたおれたちに教育を直接任せろという意見があることも確かなんですが、教育の独立ということから考えると大変問題があつて、政府案と民主党案の最大の違いがここにあるんじゃないかなと私自身は思っているんですが、この点についての御意見もお伺いできればと思います。

○梶田参考人 今の二点、私の考え方を申し上げます。

一つは高等学校の問題。与党の出していただきました教育基本法案でも、ざっと読んじやうと、高等学校だけ抜けているんじゃないかという意見があるんですね。幼児教育がある、義務教育がある、大学教育があるわけですね。これは普通教育とかいろいろな形で実は中身的にはカバーされているんですけども、ほんとクローズアップするようなものとしては、まさにさつきおっしゃった高等普通教育といえますか後期中等教育といえますか、この部分について規定がない。これは少し中身を考えなきゃいけないだろう。

もちろんこれは、この基本法ができて、その下の学校教育法を改正することになるわけですから、ここで高等学校はという形でかなり詳細に詰めることはできます。したがって、今申し上げ

たことは基本法案の欠点というわけではありませんが、ただ、ここでは見えにくいので、学校教育法のところでもかなり詳細に議論していただいて、中身を詰めていただかなきゃいけないだろうと思います。

これにつきまして、今、中教審の方では、教育課程部会の下に高等学校専門部会をつくりまして、各教科横断的に、高等学校の特徴とは何だろうか、大学の予備門でもなければ中学の延長でもないわけですから、独自の意味があるということとで今議論を始めたところであります。これも、もう少ししたらまとまってくるだろうと思います。ということ、高等学校の問題は非常に重要ですけれども、これからもう少し議論していかなきゃいけない。

もう一つだけ申し上げますと、私が高校に入つたときは、せいぜい六割ぐらいなんです。高校進学率は六割から七割です。今、九五、六%。実質、例えば養護学校も高等部がございます。私のめいも知的な能力に障害を持っておりますけれども、ちゃんと養護学校の高等部を出してもらっております。したがって、実質、全国的なものになつていく。この現実を押さえて、昔の高校、だから、偏差値でも語れないんですよ、はっきり言って。偏差値で生き残る子もおるし、そうでない子もおる、こういうことを踏まえて、少しこの辺の詰めが必要かなと思っております。

もう一つは、教育委員会制度の問題。これは、私も自分の住んでおります大阪府の北部の箕面市というところの教育委員も八年間やりました。大阪大学の助教授をやっているとき、若いときにやつたんですけれども、そういういい経験をさせていただきました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律がありますね、地教行法、これはなかなか生きない、生きるのは難しいなということとは実は実感しております、もう十年以上前でありましたが。

これは、確かに教育委員会制度を一段と充実させる、実効性のあるものにするためには、まだま

だいろいろな努力が必要かなと思っておりますが、では、今十分だから要らないかということになりますと、私はなかなかそこまで言っているのかなと思います。

これは、先ほど斎藤先生御指摘のとおり、やはり教育ということの独立性とか公平性とか、別の言葉で言うところの政治的中立性の問題があります。首長さんが選挙でこつちに勝った、思うように何かまた小中の教育が変えられたり、あるいは知事さんがかわつてというようなことになつても困るんです。教育というのはやはりもっと長い目で見なきゃいけないから、継続性がなきゃいけない。

ということで、私は、実は国においても国家教育委員会をつくるべきだということを以前から申し上げておりました。これはどういうことかといえますと、やはり政党政治の枠からちよつと外すというか、完全に外すわけじゃありません。だから、文部科学省は、その国家教育委員会といえますか中央教育委員会といえますか、その事務局になる。

ですから、もちろん全部国会で審議していただきますから、それがひとりで動くわけではないけれども、やはり政治的中立性といえますか、そのときそのときの政争に巻き込まれないといえますか、イデオロギー的な対立を考えなくて済むといえますか、そういうものでいかなければ、もちろん、国家教育委員会の場合も教育委員の任命については国会の同意が当然必要である。ちよつと今、地方の教育委員の任命も議会の承認が要るわけですよ。これと同じようにしなきゃいけない。

やっていることについては、常時国会の監視は必要ですけれども、私は、教育ということが、例えば橋をかける、とても大事なことです、道をつくる、とても大事なことです、あるいは、どここの産業振興のためにこういう手を打つ、これもとても大事なことで、ちよつとパースペクティブといえますか見通しといえますか、ある

いは事柄の、次の世代の人間をつくるという事柄の特殊性とか重大性とか、そういうことからして、やはり少し工夫というのが、制度的な工夫、つまり、普通の市役所の何とかの部局と同じものにする、あるいは知事部局の中のある局やら部と同じようにすることには、やはりなじまないといえますか避けるべきではないか、私はそういうふうと考えております。

○森山委員長 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 民主党の西村智奈美と申し上げます。

きょうは、参考人の皆様、お忙しいところ大変ありがとうございます。貴重な御意見を拝聴いたしました。とりわけ現場で教育にかかわつておられる皆様、かかわつてこられた皆様からの発言でございましたので、本当の教育の真髄は何か、お一人お一人感じておられること、考えておられること、多様なんだなというふうにも思いましたし、また、お一人お一人が信念を持ってそれぞれの教育活動に取り組んでこられたということを知ることができました。

今回の教育基本法についてでありますけれども、私たち民主党の立場といたしましては、やはりもつと国民的な議論を起こしていくべきではないかというふうに考えております。教育は国家百年の大計とも呼ばれておまして、だれもが教育というに関心のあるテーマだと思っております。だれでもが教育を受けましますし、また、だれでもが教育の主体となり、客体となり得るわけでありましますので、しっかりと私たち国民のものとしての教育基本法をとらえていけるように、もつと議論をしつかりやるべきではないかということをお願い申し上げます。個別に参考人の皆様に質問をさせていただきます。

まず、田村参考人と梶田参考人に同じ質問でございますが、例の三位一体改革で、義務教育費の国庫負担率の削減と、そしてまた私学助成の補助

対象リストからの削除と申しますか、一連の流れがございまして、非常に教育行政はお金をめぐって大きな議論がここ数年間あったわけでございます。

渡入山参考人のお出しいただいた資料を使わせていただいて大変恐縮なんですけれども、この資料にまさに私は端的にあらわれているというふう

に思っております、日本のGDPに占める教育費の割合は減ってきているわけでございます。

イギリスのブレア首相が、一に教育、二に教育、三に教育だというふうに演説をされた。あれを本当に私は胸が震える思いで聞きましたけれども、日本においては、残念ながら、一向に教育にかけるお金というのは減少している状況にあるわけでございます。

私たち民主党は、やはりここはしっかりとナショナルミナムとしまして国が教育にこれだけ責任を持つということを確認するために、私たちが提案しております法案の中で、GDPに占める教育費の割合を毎年報告するということを明記させていただきます。

依然として国際社会の中では、国際規約、A条約ですか、ここで、日本が批准しておる条約なんですけれども、高等教育の漸進的無償化についてはまだ留保しているわけでありますけれども、お二方から、この民主党の条文に対する率直な評価、これをまず最初にいただきたいと思ひます。

○田村参考人 ありがとうございます。

民主党の日本国教育基本法案にかかわって、私学助成についてのことで限定してよろしゅうございますか。(西村「智」委員「条文について」と呼ぶ) 条文についてでございますか。

先ほど、三位一体改革あるいは私学助成の扱い等についての議論が出たということについての御言及がございました。私ども当事者として非常に苦勞をしたわけでございますが、やはりその体験の中でも、振興基本計画というものを持って、それが世の中に理解された上でこういったお金の問題を議論するということがないことが非常に歯がゆい思いをしたという経験がございます。

日本の国の教育というのは、どうやるかで確実に将来に影響がでることなんです。ただし、すぐには出ないんです。ですから、基本法の議論も、今国会で決まらなくても別に世の中は変わらないかもしれないんですけれども、しかし、確実に何年かすれば何らかの形の影響は出るだろうというふうには私も見ております。

要するに、教育についての考え方を、今、先生は国民的な議論を広げるといふふうにおっしゃられました。実は私の教育改革国民会議からの議論に参加してきた経験では、もうある意味では、民意といえますか、民意は尽くしているなというのが率直な実感なんです。地方へ何回も行って、私も参りましたが、地方の中教審をやってみたり、公聴会みたいなことをやってみたりして、いろいろな御意見を聞いて、大体その結果出てきた案が中教審の答申なんです。その答申が出されてから、もう三年ぐらいたっているわけで、一種のたなざらしみたいな状況になっているので、もうそろそろ、まあ大事かもしれないけれども、そろそろ結論を出すというか、立法府としての意見を明示するという姿勢は示してもらえないものかなというのが率直な感じでございます。

それから、お金の問題に関しては、やはり将来的な基本計画というものを明示された上での議論でないと、確かに今ほどかけていいのかわからないという議論もあるわけですから、そういう意味では、ではそれを今かけないと将来こういう影響が出ますよということをやちゃんと明示して、みんなが理解すること、これが非常に大事ではないかというふう

に考えるわけです。

ですから、単にお金のことだけで、あるいは補助金を、あるいは教育全体にかけるお金をふやせと言っただけでは済まない部分があるので、その意味では、この基本法の中に、民主党案の中にも提案されておられます振興基本計画、つまり、長期にわたって、単年度予算ではなくて長期にわたって教育をどうするのかわかることをやはりやって、計画を立てて、それを公にして、世の中の人々が理解をした上で、お金の問題を議論する、こういう姿勢になっていただかないと、ただ多ければいいみたいな、そんな子供みたいなことを言ってしまうのではないですから、その辺のことはぜひ御理解いただければと思っております。

○梶田参考人 それでは、私の考え方をちょっと申し上げますと、まず、民主党案が十九条で書いておられること、本当に私、大賛成であります。ただし、これではまだ足りぬ、足りない。というのは、GDPとか国民総生産の額だけで言っちゃいけないんですよ。日本は不景気になっても出ずこは出さぬといかぬのです、教育には。だから、これはマクロ過ぎると思っておりますが、まずここから押さえていくという。

というのは、日本はやはり、今教育に出すお金が先進諸国に比べて恥ずかしいです。皆さん、私は今、教員養成の大学に行きましたから、その前から行っているんですけれども、小学校や中学校、いろいろなところ、各地へ行きます、全国行きます。皆さん、公立の小学校や中学校の図書室に行ってみてください。今、朝読書をやっているはずなんですけれども、図書室に新しい本がないんですよ。あるいは教材も今ほとんど買えなくなっています。どうしてかわかっていますでしよう。

義務教育費国庫負担法から図書費とか教材費を外して一般財源にしたからなんです。だから、国からは都道府県に図書費相当分あるいは教材費相当分が行っているんですけれども、行政の優先順位に沿って、はつきり言うとかなりがピンはねされ

て市町村に行く。そして、市町村でまた優先順位に基づいてかなりがピンはねされて個別の学校に行くわけですよ。そういう具体の状況をどうするかということこそ本来は考えなきゃいけない。ですから、総額の問題はもうろんで大事です。だけれども、同時に、きめ細かくやっていかなきゃいけない。

それから、今ついでに申し上げますけれども、教員の給与を削ればいいみたいな話がありますけれども、これは欧米は昔から教員の給与が低いんです。ただし、儒教文化圏、中国文化圏はみんな教員の給与が高いんです。教育の日までつくるんです。これは、社会の中のどの部分の人材を教育に向けるかという大きな考え方が違うからなんです。どこでどこではどうだという「ではのかみ」がいっぱいおりまして、イギリスでは、何とかでは、こう言いますけれども、日本では考えなきゃいけない。日本ではということ。

そういうことからいって、私は、軽々に財政的な問題だけから教員の給与費とかあるいは教員というだけでではなくて、まさに教育論としてやっていかなきゃいけない、こういうふうな考えでおります。

そういうことを前提に考えますと、私は、十九条で書いてあることは、本当はたくさんこれにプラスアルファしてほしいポイントがあります。そして、しかし基本法だから、基本法はなかなかそこまで細かいことはやれないから、まさに国会の承認を得て、教育振興基本計画あるいは教育振興基本法をつくるということをやしてほしいと思ひます。

また、この民主党案の十九条から後の四項、五項、六項ぐらいのところは、実は地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、これは、今のものが、この辺が薄ければ十分に書き込んで、実際にこれをやっているんです。地方議会に詳細な報告があり、もうはしの上げおろしまで地方議会では今やっているわけですよ。ですから、そこをどういうふうによつ

たらいのかということも先ほど私は申し上げましたけれども、先生一人一人の責任、学校一つ一つの責任、設置者である教育委員会あるいは学校法人の責任、そして国の責任ということが明確になる形でやはり書き分けて、これは個別の法律の改善あるいは改正という形でむしろ対応していただいた方がいいんじゃないかと私は考えております。

○西村(智)委員 ありがとうございます。

西澤参考人にお伺いをいたします。

西澤参考人はサイエンス分野で御活躍されておられるということですが、このところ、女性と科学技術という関連でいろいろな著作が出ておると承知しております。ヨーロッパ、EUなどでは、女性の科学者をいかに育てていくか、いかにふやしていくかということが大きなテーマになつていく中でありますし、日本の中でも、男女共同参画基本計画の中でそのようなことが、女性の科学研究者と申しますか、数学、工学、情報科学、その他もろもろ、私たちが高校時代に呼んでおりましたところのいわゆる理系の分野にどうやって女性の参画をふやしていくかということが大きなテーマになつていくわけですが、残念ながら、まだふえてきてはおりません。これは学長でもいらつしやるのでよく御存じのことだと思います。

一体、どういう取り組みが今後求められていくというふうにお感じでしょうか。

○西澤参考人 今、少し神経質になつていいますか、例えば委員会に女性の委員を何人入れるなどということを決めるのはむしろ逆効果ではないかというふうには私は考えております。

大体それは上の連中が、周辺もそうでございますけれども、公平な目で見て、男と女とは関係なしに委員を選ぶとか、もちろん、女性の立場というものがあつて、そういうときには意識的に入れることも必要でありますけれども、今言われているように総量規制をするというふうなことは、むしろ、かえってマイナスではないかと思

ます。

それから、ちょっと差しさわりのあるかもしれませんが、女性の体の中には子供を産むための道具がいつぱい入つております。それから、今ここにいらつしやる先生方は大体御同意くださると思うのですが、教育をする、子供を産んで育てるということとは、これは人間にとつては、人間だけではございせんが、大変な大事業であると思ひます。怖くてできないぐらいの恐れを持つような仕事だと思ひますが、そういう意味からいって、私は、女性に対して、そういう仕事をしてくださるだけの適性があるから、それを、それをやはり頭に置いておく必要がある。

つまり、男の社会に出てくるなどという気は私は全くありません。そこには非常にクールに判断をすべきであります。しかし、とにかく、今申しましたように、どんな有能な女性でもやはり子供を産んでほしいわけですから、特に有能な人では、幾らか社会のルールを公平から曲げて女性に少し有利になるような取り扱いをすることも必要であるというふうには考えているわけであり

ます。

大変お気に召さないお返事かもしれませんが、私としては、余り男だから女だからということを考えずに公平にやるということが、これからいい関係をにつくるために一番重要なことだと考えております。

以上です。

○西村(智)委員 渡久山参考人にお伺いしたいと思ひます。

時間がちよつと厳しくなつてまいりましたので、予定していた質問ができないようでありますけれども、渡久山参考人、中教審の答申で七つの視点が提示をされております。

「信頼される学校教育の確立」というところでありますけれども、渡久山参考人は中教審の委員でもあられたと承知をしておりますが、私は、信頼される学校教育の確立という項目が第一番目に

挙がつてきたということは、やはり重視をしなればいけないことであらうと思つております。今、学校教育の現場も、いじめ、不登校を初めいろいろな問題が指摘をされておりますけれども、こういった状況の中で、信頼される学校教育の確立のために最も重要なこと、これは何だというふうにお考えでしょうか。

いろいろ何か事件が起きますと、すぐに学校の責任になつたり教師の責任になつたり、あるいは親の責任になつたりということがあつてありますけれども、最も大切なことは何とお考えか、そしてまた、そのことが今回の教育基本法の改正案にどの程度反映されているというふうにお考えか、伺います。

○渡久山参考人 私は、中央教育審議会の審議の中でも申し上げたのですけれども、今、日本の教育、特に義務教育の關係で申し上げますと、学習指導要領というものはすばらしくできています。ですから、それを踏まえて検定教科書も、何かというと、非常に満足のいくレベルでいっているんです。問題は、それなんか子供たちの中でどれくらい定着し、あるいはまた、発展的に応用能力等を含めて教育効果があつていくかということ、その部分が非常に乖離しているんです。

ですから、今、日本の教育、特に義務教育の段階での問題は、やはり学習指導要領と、それから実際に子供たちの持つていく学力を含めた実力との間に、教育力との間に乖離があるということですね。このことは何かというと、今議論になつて

いるドゥーといつて、要するにそれぞれの学校に任せて、もつと自主的に教育活動を進めようという考え方が中教審でも議論をされていっているんですけれども、具体的に、学校現場に行きますと、例えば子供数は四十人学級ですね。先ほど申し上げましたように、OECDの中でも非常に劣悪な状況にあります。

ですから、先生方は非常に多忙なんです。その多忙の中に教材研究をしあるいは生徒指導や生活指導をし、あるいは部活動をしていく。こうい

うことをしていく場合に、十分に学習効果を上げるようなサービスというのができていない、できないというのが現状じゃないかと思ひます。

ですから、既に文部科学省も調べているんですけれども、先生方の超勤というのは週十四時間もあるというんですね。これもありますし、そういうようなことで超勤もあるというふうなことから、私は、今度の義務教育費国庫負担法のところでも申し上げたのですが、やはり義務教育に対する国の条件整備の責任というものは十分に果たしていかなくちゃいけないだろう、こういうふうに思つております。ですから、そういう意味では、もつともつきめ細かな財政的な支援というのを国が責任を持つてやってほしい、こういうふうに思ひます。

○西村(智)委員 ありがとうございます。

最後に、少しまだ時間があるようでございますので、同じく渡久山参考人に伺いたいと思ひます。すけれども、この教育基本法の議論の進め方、プロセスについて、どんな御感想をお持ちでしょうか。

私たちの考え方は、冒頭私が述べさせていただきましたとおりなんですけれども、やはりこれは、教育基本法を本当に自分たちのものにするために、教育改革国民会議あるいは中教審の中での議論は、もちろんですが、その後の法案化までのプロセスは、私たちには全く見えておりません。こういったことを踏まえてどのようにお考えか、伺います。

○渡久山参考人 一つは、中央教育審議会でも真摯な議論をいたしましたけれども、必ずしもすべての項目について完全な合意が得られていたわけではないんです。ですから、審議が十分だったかと言われますと、必ずしもそうではないというところもあります。

だがしかし、答申をした以上、これに対して法案化されるというのはもちろん当然の成り行きでございますが、ただ、形式的に言いますと、それは、当時の文部大臣に答申したのであつて、与党

にやったわけでもないんですね。しかし、最終的には与党と政府が合意を得なければ、どうせ法案にはならないということもありますけれども、政府の前に与党が議論をしてきたというような背景もあるわけですね。それも少し密室とあるところは批判されるんですが、ほとんどそれは国民的には明らかになっていない。

中教審は、傍聴を含めて非常に明らかに議論をしてきました。だがしかし、その後、与党の議論は、それでもなかなか、選挙もあったり、いろいろなこともあったらと思うんですが、必ずしも、そういう面が一つ、国民的な合意を得ながら与党案がつくられてきた、あるいは政府案がつくられてきたという感じのしなところはあると思えますね。

民主党もやはりそれを受けたような対案を出されているわけですから、今後の問題として、果たして今のままで、両方どっちでもいいですから、強行採決をしていくというような形になっていくのかどうかということについては、極めて疑問に思っております。

ですから、採決すれば、多数は与党側が非常に多数ですから、すいすい通ると感じもいたしますけれども、幾つかの問題点をそれぞれ持っていますし、それより一番大事なことは、それぞれの党だけじゃなくて、国民的な合意を得るようなすばらしい教育基本法をつくっていただきたい、これを心から切に望みたいと思います。

以上です。

○西村(智)委員 後ろの中教審の委員だったお二人の先生もうなずいていらついています。ありがとうございます。

以上です。

○森山委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

教育の憲法とも言われる教育基本法ということ、きょうは、田村参考人、梶田参考人、西澤参考人、そして渡久山参考人、本場にさまざまな角度からありがとうございます。

幾つか伺いたいと思います。

今ちょうど渡久山参考人からお答えがあったこととかかわりから少し伺いたいんですが、今回の政府案の提出に至る経過をめぐっての問題でありますけれども、冒頭の陳述の中で、田村参考人、梶田参考人からそれぞれ、教育改革国民会議とか中教審の議論とほとんど変わらない、大きな差はないということ、大筋の上にあるという御意見がありました。

一方で、私自身も非常に痛感するんですが、二〇〇三年から三年間ということでは、そういう期間もありますし、同時に、中身の上でも答申から大きく変わった部分がある、そして、自民、公明、与党のいわゆる密室協議ということも言われ、それが行われる中ででき上がったもので、その間、国民的な議論のしようがなかったのだという強い批判もあるわけでありまして。

そこで、先日、五月三十日の参考人質疑の中で、中央教育審議会の鳥居会長が、今回の法案が中教審答申と違った法案になったことについて、説明は全く受けていないというふうに言われました。この間の、三年間の政府案提出に至るやり方の問題について、西澤参考人は、直接この間は、そのことに限ってはお触れになっていないので、い

かがかというのを伺いたいのと、あわせて、田村参考人ですが、この三年間、変化の中で変わった部分があるんだというお話もされたんですが、そうであるなら、もう一度中教審に戻して、そこで議論を審議し直すということも当然あつてしかるべきという意見があるわけですが、その点についてはいかがかということ、西澤参考人と田村参考人にお願したいと思います。

○西澤参考人 大変けしからぬことを申し上げるかもしれませんが、大変この改革がおくれておりまして、さつきもちよと申しましたように、今回、残念ながら決まらないということのごようございませうけれども、しかし、それが後、学生生徒たちに何年分のマイナスになってくるかということになるんだらうと思います。そういう意味から

いえば、私の専門でもないせいもございませうけれども、字句その他の解釈とか細かいところというのは、やはりこれはやってみながら変えていくということが必要でございますので、そういう意味からいえば、失礼ですが、余りまじめに私としては考えていないということを申し上げていきます。ただ、何としても変えようという方向を強く持つていくことが必要ではないのでしょうか。

明治の教育は成功したと言われますが、その下にあるのは、よく木村尚三郎先生がおっしゃいますように、江戸時代の教育というものが非常に大きな基盤をなしていた、これを無視する方が多いけれども、これは大変な間違いだということを言われるので、私も賛成でございます。

それから、例えば例を東京帝国大学にとりまして、二、三年ごとに大学が解散になるんですね。入った学生は大変目を回すのでございまして、また救済策があつたやうでございまして、まづいところがあればすぐに変えた。何としても理想的な教育を日本でやりたいという熱意のあらわれだと私は考えておりますけれども、その結果として、明治期の教育というのは非常に成功したとい

うことを申し上げてもそう大きな間違いはないのではないかと思います。そういう意味で、なかなかこれはやってみたいとわからないことではございませう。

字句の議論というのは、これはまた法制局の分野にはなるんだらうと思えますけれども、教育と

いうことに限しましては、なかなか文章だけでは表現できないことがある。

我々から見ますと、今の教育というものの対する考え方と我々の時代の教育というものの対する考え方とは相当ひどい差があるという感じがいたします。

それから、そういう今の教育を受けた方々と私たちの時代の教育を受けた方々の間では了解がすっかり違うんですね。つまり受け入れる素地がもう違っているというふうなこともございませう

ら、やはりこれはやりながら、理想を目指して何回でも改革を繰り返す、大変失礼なことを申し上げませうけれども、それぐらいの意欲を持って、とにかく第一回はこれでやってみようじゃないかというふうなお気持ちでやっていただくことを私としてはお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○田村参考人 ただいまの御質問でございますが、確かに、先ほど申し上げたように、中教審答申と今回の法案に義務教育の九年という部分を外したということ、それから幼児教育の部分というようなことを御説明申し上げました。

先ほど申し上げたように、時代が変化しているという経緯があることは御理解いただけたと思いますが、同時に、私、今回つくづく思っているんですが、この変化でわかるように、どんどんどんな社会は変わっているんですね。その変わっている社会に対して、実は教育がおくれているんじゃないかという危機感を常に持つております。特に私は、幼児教育は非常に心配しているんです。ですから、本気に、まあ、もう本気になっておられるんですけれども、本当にこの問題を、いわゆる政党間の争いというようなことにもしなっていないとしますと、これは悔いを残すことになるのではないかと。

教育というのは、確実に結果が何年か先に出るんですね、これはもうはつきりしているんです。子供たちを見てみると、本当にそう思います。ですから、今やるかどうかというのは、これは大人の責任ですから、大人の責任において、私どもはもう十分に議論を尽くしたと思っております。ですから、法案にしていたら、ぐあいが悪ければ、今西澤先生のお話じゃありませんけれども、どんなに変えるところは変えていくということではないかと、改革の変化の時代には対応できなくなるんじゃないかということを非常に危惧しております。

先ほど御指摘ありましたが、明治のときは、一年おきぐらいに制度を変えたり法律を変えた

り、あの当時は勅令でしたから簡単にできたんでしょけれども、物すごい変化をしているんですね。あのときと今はそう違わないのではないかと気がします、この社会の変化というのが。ですから、ぜひひとつ、そういう意味で前向きに御検討いただきたい。よろしくお願いしたいと思います。

○笠井委員 そういふ変化のある問題については、大いにまた専門家の話ということで、中教審でも審議をしてということがあってもしかるべきかなと思います。

続いて、梶田参考人に伺いたいと思います。

先ほど、冒頭の陳述の中で、政府案について二点ということで御指摘があつて、回りくどい言い方かなというふうなことも言われながら、時の政府を愛するということでないという点を指摘されました。

そこで伺いたいんですが、この中教審の答申には「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」ということが掲げられておりまして、その場合の中教審答申の国には、統治機構ということを含んでいないでしょうか。その点いかがでしょうか。

○梶田参考人 私の理解では、これは中教審もそうでしたし国民会議のときもそうでしたけれども、統治機構は含んでいないという理解で私たちは全部話をしてきたと思うんです。そういう一時的な政権の問題あるいはそのときの政治権力構造の問題ではなくて、もっと長い、ずっと先人が積み上げてきた、そして我々が後世に伝えていく、そういう日本という共同体、こういうことをみんな意識して。ですから、その間のやりとりの中には、はつきりという方向で、つまり統治機構を含むようなニュアンスのものは一切ないというふうに思っております。

○笠井委員 渡久山参考人に伺いますが、政府案について見ますと、教育の目標として、国を愛する態度を初めとして二十の徳目を挙げて、その目標を学校や教職員、そして子供たちに義務づける

というふうにしていくということでありまして、当委員会でも大きな議論の一つになってきたわけです。

先ほど、愛国心は強制したり、あるいは良心の自由は規制すべきものでないというようなことも趣旨で述べられたと思うんですが、こうした徳目を法律に書き込んで強制するという点について、実際に教育現場での受けとめについてどのような声を聞いていらっしゃるでしょうか、そして、参考人御自身どういふふうにそれを受けていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○渡久山参考人 私は、そういう個々の個人の価値観とか、あるいは良心だとか、あるいは心に關するようなものについては、法律で規定するというのはいさづかなくないと思います。同時に、今、強制するということはますます望ましいことではないということが言えます。

ただ、現場で見ますと、既に、当委員会だったでしょうか、ある県においては通知表の中に愛国心の評価というようないふ、愛国心につながる評価というのが出ておりまして、そういうことについては幾つかの県や自治体でやられている、通知表に書かれているのも事実でありますから、それを見ますと、これは強制なのか、どの程度をどういふ形で具体的に教えているのかという部分がございます。そういうことが非常に大きな問題にもなってくるわけです。教職員一人一人の、特に教員の一人一人の価値観の問題になってきますし、あるいは、行政として果たしてこれをどういふ形でフォローするのかということになってきたら、これも非常に問題点が多くなってくるものだと思うんですね。そういう意味ではこれは非常に慎重じゃなければならぬというふうに考えているところであります。

ただ、この間の委員会では、小泉総理は、評価はなじまないと言われたようでございまして、詳しい、きちっとした議事録を読んだわけではございませんが、そういうことはいきますと、やはり国会といたしましても、そういうようなことに

ついては非常に慎重でなければならぬというふうな意思統一になっているのか、こういうように存じております。

○笠井委員 引き続き渡久山参考人に伺いたいんですが、現行の教育基本法は、六条で、学校の教員は全体の奉仕者として国民全体に責任を負つて教育の事に携わるといふことを原則としてきたと思うんですが、今度の政府案には全体の奉仕者という規定はなくなつて削除されているわけですが、この点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○渡久山参考人 私は、教育はもとと一党一派に偏してなされるものではないと思います。そういう意味では、教育に対しては、普遍性があり、政治的中立性が担保されなくちゃならないと思います。

そういうことからいいますと、今のこの条項は、その全体の奉仕者という言葉なんです、なかなかこれが日本語としてなじむかどうかというのが問題の一つにあります。ただし、今まではずっと六十年間も親しんできたものなんだからいいような感じもしますけれども、果たしてそれでいいかどうかという部分。

それよりも、内容についてやはり教育は政治的不当な支配には服しないように、政治的中立を担保すべきだ、教員もまさにそうでなきゃならない、教育活動もそうじゃなくちゃならない、もちろん学校の自由というのが保障されていい、こういうことですから、そういう考えの中で、どういふ言葉にした方がより適切かというように今とについては国会で議論いただければ幸いです。

○笠井委員 続けてになりますけれども、教員について、政府案、民主党案の双方に養成と研修の充実ということが掲げられております。しかし、実態としますと、教員の皆さんは研修の時間もなかなかとれないほど多忙だということが現実ではないかというふうに思うんですが、教員の方々の置かれている現状、どういふふうにしたらこの多

忙化という実態を解消できるというふうにお考えか、先ほど資料もいただきましたが、そういうことも含めたお考えをいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡久山参考人 この問題は、非常に現場では深刻な問題でございます。ですから、ある団体が調査したのも週十時間以上になっていますし、文科省も恐らく十四時間の超勤というのが出ていたかと思ひます。

それが、ある僕の友達が初めてお嬢さんを教員にしたんですが、こんなに忙しいとは知らなかった。夜帰つてきて十二時ごろまで起きて勉強しているというんですね。特に新人なものですから、非常にまじめな方だと思ひます。これぐらいまで、うちに持つて帰つてまで仕事を、あるいはせざるを得ないというのが教育現場なんです。

そういう意味では、これは何らかの形で条件をもっと整備し、本当に、研修だけじゃなくて、もう少し教育活動に専念できるような状況をつくらなくちゃいけないだろう、こういうふうに思うわけですね。

そういう前提で見ますと、やはり研修というのは、あるいはまた教員の資質の向上というのは極めて大事であります。現行法にもこれを規定されておまして、また事実、文化の日進歩や科学の進歩について、子供たちにより豊かな情操教育を含めた文化を伝達していくためにはそれだけの研修やあるいは資質の向上というのは極めて大事であります。そうでありましたら、それができるような条件整備をすべきだというのが私の考え方でございまして、常にこれを主張しているのは、そういうことです。

文部科学省に対しても、今度、教員のいろいろな免許制度の問題が出てきますけれども、やはり研修をしていくんだつたら、研修のための定員をとってほしい。例えば、今百万ぐらいの教員がいるとしたら、その一〇%ぐらいは研修定員という形で、例えば今教職大学院というのができてきま

すが、二年間、現職でいながら研修ができるというような職場保障というものを含めてやはり研修定員をとっていただきたい、こういうように思います。

それからもう一つは、研修のあり方としては、やはり行政研修が中心になっておりますから、もっと創意工夫で、これはまたもちろん教育委員会含めて一定の行政が判断しなくてはいけない部分もありますが、極めていいと思われる研修については大幅に認めていくというだけのまた研修に対する考え方があってもいいと思います。

以上です。

○笠井委員 では、最後にもう一問、渡久山参考人、続けてあれですが。

今度の法案の中で、教育振興基本計画ということがありまして、そのトップで、今度、これらの具体化ということでしようが、全国一斉学力テストという問題を掲げて、政府は来年度からこれを実施すると、総理もこの問答弁されていまして。

一九六一年から六四年にかけて行われた全国一斉学力テストということで見ますと、テストあつて教育なしということで、各地でも大変な混乱もあつて中止になったという事態があつたと思ひます。今、東京などの現実に行われている自治体における学力テスト、これも、私も現場の状況をつぶさにいろいろ聞いたりもしましたけれども、学校の序列づけ、それからテスト漬けになるということ、子供も教職員も父母も大変に負担が大きくて傷ついているということがあると思うんです。

このような全国一斉の学力テストの実施についてどのような御意見をお持ちか。参考人の教員時代の、ちょうど時期的にはそのころ教員をなさっていたのかもしれませんが、伺いたいと思ひます。

皆調査というような形になっていったときに、やはり現場での大きな混乱というようなものもありました。

これは、一つには、やはり成績を上げていく、各県で争っていくという、当時の文部省は成績の公表はしないというところが前提になつていんだすけれども、いつの間にか公表されて、我が県は学力第一位だ、それではその県についていけというような形の、結局、学力競争だけの問題になつてきましたから、現場では、例えば成績の悪い子は受けさせないとか、あるいは欠席しろとか、そういうようないろいろな作爲的な問題が出てきたり、あるいは、受験の、学力検査のためのもの、基礎準備というようなものも出てきて、極めて弊害が多かつたわけですね。ですから、反対の闘いもあつたかもしれませんが、それよりも行政でこれはやめていったという経過がございます。

ですから、今度の学力テストの場合もそうならないようにということ、中教審でも、最初に出してきたときには、私も重々言つたわけでございますが、ちやうどここにききよう参加をしていらつしやいます梶田先生がその主査でございまして、いろいろ御苦労いただいているわけですが、やはり、序列につながるようなことはしてはいけないということ、これは、十分に考えていかなきゃいけない。だから、公表のあり方が一つです。

もう一つは、どんな内容のものをするか。例えば、PISAだとかTIMSSなんかのテストはリテラシーの調査なんかをしているわけですね。ですから、単なる学力調査、いわゆる記憶力を含めた、そんなような単純な学力調査でないわけですから、要するにテストのあり方そのものも議論をしていくべきだろうと。まだ明らかになつておりませんが、それは梶田先生にも私はいつもお話ししているところでありまして。これが二つ目の問題ですね。

三つ目の問題は、これはそれぞれの県が、悉皆調査を含めて、よくやられてるんです、三十

五、六県、あるいは自治体で。そうすると、これも本当に、一学期で子供たちの受けるテストの数というのは異常に多いわけですね。ですから、それを考えてくると、子供たちの負担、あるいは教職員の負担、そういうことは十分配慮してなされるべきだ、こういうふうに思っています。

○笠井委員 ありがとうございます。

○森山委員長 次に、日森文尋君。

○日森委員 参考人の先生方、どうもお疲れさまでございます。大変長時間で恐縮ですが、社民党の日森文尋でございます。

最初に、梶田先生に二問、御質問させていただきます。

ちよつと新聞の記事で恐縮なんです、二月二十五日の毎日新聞、ここで、先生がインタビューか何かにお答えになつていらっしゃる中で、「米国が持ち込んだものであつても、民主的な教育理念は今後も大事にしていくべきだ」ということを強調しておられました。私も、民主的な教育理念というのは、これはしっかりと守つていかなきゃいかぬという思いは十分に持っているつもりなんです、先生のお考えになつていらっしゃる民主的教育理念、現行の教育基本法の中でもきちつとあるものはあるというふうには私も思っています。が、ここを少し教えていただきたいと思ひます。

○梶田参考人 民主的なというのはなかなか難しいですけれども、私の頭にありますのは、まず政治的な中立性ということが土台になります、先ほど申し上げましたように。というのは、パースペクティブは長いものです。

それからもう一つが、やはり、例えば小中学校であれば、公立の場合、市町村が設置いたしました。そうすれば、市町村議会が十分にそれについて議論をする。あるいは、今の公立高校であれば、多くは都道府県が設置いたします。そうすると、都道府県がやはり十分に議論する。あるいは、私も今国立大学法人に籍を置いております

が、国立大学法人は国が設置しております。そうすれば、この国会においてやはり十分に議論していただくという。中立性を持ちながらも、それぞれのレベルで、きちつとした代表者の方が、いろいろな面で、これは財政的な面、内容的な面、あるいはその組織や運営の面等々含めて、きちつとチェックをかけていく、こういうことが前提になるだろうというふうな考えております。それを土台にした上で、中の様子も、中の様子というのはおかしいですけれども、個別的教育組織といひますか、学校というものの、大学から幼稚園に至るまでの学校というものの、やはり風通しのいい、そういう運営がされていく。

ただし、それは、だれが責任者かわからぬような、そういうことが民主的だというふうな、一部誤解されております。それとは全く違います。やはり、長がきちつと責任を負つて、しかし同時に、その意思決定はできるだけメンバーが十分に意見を言いながら、そして、それをすり合わせしながらやっていく、こういうことが必要かな、こういうふうな考えております。

○日森委員 ありがとうございます。

続いて、また同じ記事になつて、これも恐縮なんです。が、「日本は子どもの権利条約を批准しているのですからこの考え方を基本法にきちんと位置づけていくべきです。」とおっしゃつておりました。

最近の学校現場というのは、あるいは教育行政もそうなんです、子供が管理されるものになつていくんじゃないかという思いが、私も強いんです。そういう風潮の中で、先生が、あえてといひますか、子どもの権利条約、これを批准しているんだつたらきちんと基本法に生かせということと主張されたその思いといひますか、同時に、中教審の審議なんかでどういふふうな議論されてきたのか、これをちよつと、ぜひ具体的に、できたら教えていただきたいと思ひます。

○梶田参考人 なかなかこの問題は難しいんですが、というのは、まず子供が管理されることが悪

いかどうか。管理しなきゃ、今はどんな事故が起ころかわかりません。だから、集団登校しないうと学校が呼びかけたら、みんなて集団登校にやはり参加してほしいですよ。下校のときも、みんな目の届くところまで先生が付き添っていきましようというになれば、やはりしてほしいんです。それを一部で管理だという言い方がやはりあるわけですよ。私は、必要なコントロール、これは不可欠だと思っております、教育にとつては。

例えば学校で、教室で授業が始まる前に、礼をして始まる。終わったら礼をして終わる。これが管理の権化みたいな言い方がありました。でも、場というものをきちつと分けるためには、休み時間で先生も子供も一緒にごちゃごちゃごちゃ遊んでいて、そこが授業に入った途端にびしつとおさまって、子供も先生も顔つきがみんな変わって、やらなきゃ、これはやれませんか。けじめをつけたらいいことまで管理だというふうに言われる、これは困ったことだと私自身は思っております。

権利条約というのは、そういうことに対する異を唱えることじゃないんです。子供を成長、発達を主体として認めるということなんです。権利だ権利だと言って、権利条約だから権利ということ言えばいいというのじゃないんです。これは、子どもの権利条約という児童権利条約を、ぜひもう一度読み返してみてください。

意見表明権はあります。大事にせぬといかぬです、子供の意見表明権は。だけれども、その意見が適切、妥当な形で言えるような指導をせぬといかぬでしょう。あるいは、意見を表明したら、それが子供の成長、発達に役立つように、その子供の意見表明を、先生が先生の責任で、どういうふうな受けとめて教育活動に生かしていくか、やらぬといかぬでしょう。

意見表明したそのとおりにやらぬといかぬというふうな、そういう言い方が一部あるんです。それは、ある意味ではカオスをもたらすことなんです。

すね、教育現場に。そういうことでない、今おっしゃったのはそういうことじゃないとわかっていまずけれどもね。

ただ、この問題が極めて微妙だというのは、そういう言葉の使い方等で非常に微妙な問題があつて、ただ、そこからも一つだけ言わせてもらいますと、まだまだ政府原案の中にも、形成するとか育てるとか、外側からのあれが割と強いですよ。こういうふうな育っていくように支援するとか、こういうふうな発達を願うとか、子供を主体にした言い方がもう少し工夫できないかなという私の気持ちの問題はあります。これは気持ちです。ただし、ではそういうふうな語尾を変えたら中身が変わってくるのかと言われたら、これは困るところあります。

ただ、気持ちの問題として、教育というのは、常に外側からある方向に向かって子供をつくっていくんだという気持ちが強過ぎるというのも困つて、つくつていく面もありますよ、しかし同時に、子供が育っていくのをみんなで支援していくという面もやはりなきやいけない。

そういうふうな思いですと、まだこの政府原案につきましても、語尾の工夫はもう一工夫あつていいかなというのが私の率直な思いであります。

○日森委員 ありがとうございます。

続いて、渡久山先生にちよつとお伺いしたいと思つてます。

これも新聞で恐縮なんです、読売新聞で、大人身が競争社会にいて、人を思いやるより、打ち負かそうという教育をしてしまつていんだというふうな、これは五月の二十七日、ちよつと古い話で、〇三年の話なんです、多分、中教審の議論に入る段階の記事だと思つてます。こういうふうな先生はおつしやつていて、それはもうますます厳しくなつてきて、今、二極化とか格差社会とかといふことが、だれもが認めざるを得ないような、いや違つていふ方も一部いらつしやいます、そういう社会的な問題になつていふ。こういう社会情勢が一体子供にどのような影響を与えているのか、具体的に、もし御存じのことであつたらぜひ教えていただきたいと思つてます。

〇渡久山参考人 これは非常にゆゆしき問題でございまして、子供は社会の鏡とも言われております。そういう面からいふと、社会的ないろいろな大人の営みが、そのまま学校にも子供たちにも反映するといふようなことは事実でございます。

例えば、ある授業で、うそをつくとか、あるいはまじめに生きようとか、せつかく教えているのに、翌日逮捕された人は非常にすばらしいと言われている人だつたといふようなことなんかは、まさに人間不信をみずからつくるようなものでございまして、そういう意味で、やはり大人社会がもつときちつとした生き方といふのをそれぞれにやつていかないと、子供たちには必ずしもいい影響がないと思つてます。

特に昨今、母親が子供を殺すという事件がございまして。子供は、生まれてきて、赤ん坊は最初人間関係ができてくるのは母親でございます。その母親に不信感を持った子供は、恐らくこれは一生ずっと人間に対する不信感の中で生きざるを得ないと思つてます。

そういうことが起つていふ今の大人社会、これ子供たちは素直に見るわけです、テレビであろうと新聞であろうと。そういう意味では、私たちが子供のための教育を話しているわけなんですけれども、やはり、それを踏まえて、では、大人の今の生きざまはどうなんだといふようなことも問われてしかるべきだ、こういうふうに思つております。

〇日森委員 ありがとうございます。

続いて西澤先生にお伺いしたいんですが、先生、さまざまところで、改革といふのは、この教育改革もそうですが、自主性の育成、これが最も重要課題、最優先なんだといふことを何度も強調されてます。先ほど、最近どうも管理主義的傾向が強まつていふと言つたら、そうじゃないといふ、管理もある意味じゃ必要だと、こちらの方が

らの声がございましたが、それはともかくとして、そういう、ある意味では一定、我々の立場からいふと管理主義が強まつておるのではないかという思いがあるんですよ。

そういう中で、先生がおつしやつていふ自主性、これを確立していくといふことですか、これを育成していくのが最優先だといふことになる、ここら辺の整合性といふんです、先生の思いみたいなものをちよつとお聞かせいただけたらと思つてます。

〇西澤参考人 大変重大な点についてくださいまして、ありがとうございます。

今、例えば小学生のときに駆けつこをさせないといふようなこと、今細かく申し上げる必要はないので、大抵の方は御存じだらうと思つてますが、ということがございまして。片方では、母親が何と言ふかといふと、おまえは偏差値の高い大学に入つて、このごろ第一部長上場もはやらなくなりましてけれども、第一部の会社に就職しなければちゃんとした生活ができないよと言つて、子供のうちから、ある意味からいへば強制しているわけでございます。

そういうことが本当かと。つまり、人間というものが入つた会社によつて価値が決まるものではない。小さな会社に行つて社長になるのと大きな会社に行つて課長どまりになるのとどちらがいいかといふようなことでもいろいろあればあるわけでありまして、本当の人間の価値といふことが実は余り世の中では議論されない。入れ物で決まるわけですね。

これが悪いことになりまふと学園主義が出てまいります。学園といふのが、志を同じうするもので、そういうことに一緒になつて協力していきましようというなら大変結構でございますけれども、往々にしてそうではなくて、同じ大学を出た連中だけだと特に手が握りやすいから、そういうことで協力していきましようといふことになりまふと、これは悪いところが出てまいります。この間も、ケンブリッジとオックスフォードが

ちゃんとイギリスにはあるじゃないかというのでありますが、では、イギリスのあるポジションにだれかを入れようという場合に、あの人はオックスフォードだから入れようとか、あの人はケンブリッジだから入れようということは多分やられていないのではないかと。さつきの男と女と同じでございませうけれども、やはりここに入る人はこの人が一番適性があるということで選んでいるという点が少なくともイギリスの場合には非常に濃厚ではないかという気がいたします。こういうのは決して、たまたま同じ大学の先生方が集まったからといって悪い話は出てこないわけでありませうから、そういうものでなければいけない。

また、小学校のときには競争させないということをやりますが、その実、裏では全く言葉を返して、偏差値一点上げることによって血道を上げていくという状態でございます。こういう、本当の意味での日本の社会の中によき意味の物差し、別の言葉で言えば評価がしっかりとついている。

イギリスの社会が一番しっかりとついているというふうには私は勝手に思っておりますけれども、やはり社会の人たちがよく評価を持っていてということではないかと思ひます。人の物差しは絶対に受け入れない、自分で十年ぐらいかかってその人間をずっと見ていくうちに、いや、あの人の言うことはやはりちゃんと価値があることを言っているし一貫しているということでは評価するんだというものが、私がイギリス人はどうして評価がうまいかということを知ったイギリスの友達が私に教えてくれた言葉でございます。時間をかけてやるんですね。

そのときに、やはりこれが今の日本の社会の非常に大きな欠陥になっていると思ひますが、昔は、先ほど来お話が出ておりましたが、旧制高校に入つた途端に勉強すると言われたんですね。これは少し乱暴でございますけれども。しかし、従来の型にはまった勉強なんかしないで、本当に、自分の目を通して、現実社会の中でどうい

ことが必要か、またどういふふうにしていくべきかというふうなことをしっかりと考へてつかめたいことを先輩に言われたわけでございます。

これが、文部省のお役人に聞きましたら、あんな方向に持っていくために高等学校を始めたんじゃないんだけれども、とんでもない方向に行つて、我々が期待もしなかつたような大変大きな効果が出たということを言つておるし、私も全く同感でございます。

今度の教育改革の中にもぜひそういうものを入れていただきたいと思ひますが、ちやうど異性を意識するところになつたときに人間性が一番伸びるのでございませうけれども、そういう時期に従来の価値観を離れて自分の価値観を持つていく時間が入つてくるわけでありまして、これが大変成功した例ではないかと思つております。

そういう意味で、今先生御指摘のとおり、本当の意味の価値観をもう少し国全体としてよく見直すということが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○日森委員 ありがとうございます。

田村先生に二点ほどお伺ひしたいと思ひます。

また新聞で、恐縮です。これも中教審の審議に入る前の先生の御見解だと思ひますが、○三年の二月二十七日号で、日本経済新聞だそうですが、教育改革国民会議委員をおやりになつて、その中の審議の過程だと思ひますが、先生が市場原理や効率主義を優先する教育改革に異を唱へたという記事がございました。これは、私たちも全くそのとおりだと。

教育が市場原理に全部ゆだねられてしまつたら、これは大変な話になる。株式会社でいいんだなという話が出ていたりするものですか、大変危惧を感じてゐるんですが、この先生の真意を、どんな場面でも、どんな思いで、効率主義、市場原理は余り好ましくないんじゃないかという思いを持たれたのか、ちよつと教えていただきたい

と思ひます。

○田村参考人 実は、どの場面でもそういう記事が出たか、ちよつと覚えていないんですけれども。基本的には、教育というのは、そのときそのときの流れに従つて変わる必要があるところと、それから変わつてはいけないところがあるということ、が言ひたかつたのではないかと思つております。

つまり、市場原理、効率主義というのを人間の社会の中に入れるということは自然の流れでありませうし、それがいけないというようなことを言つて失敗したのが社会主義経済だつたのではないかと。正義はお金もうけとは違つた局面があるわけですね。損してもやらなきゃいけないこともあるし、それから、得ることがいけないわけでもないんだけれども、損得だけだつたわけでもないわけでもない、そういうような議論が前提にされてゐたのではないかなというふうに思つております。

特にこの正義の問題は、実は、これから私たち日本の社会が次の世代に伝える大切な考え方の一つだと思つております。正義をどういふふうに伝えるか。そんなところでよろしゅうございませうか。ちよつと正確に覚えていませんので、申しわけありません。

○日森委員 ありがとうございます。

続けて、またもう一問、これもまた新聞なんです。これはことしの四月二十八日号の毎日新聞だそうですが、先ほど来先生の御主張の中でも、教育振興基本計画、これは非常に大事だと。先生もこれに大きな期待を寄せられてゐるということがひしひしと感じられました。

先ほどのお話では、教育振興基本計画によつて教育に対する国民的な議論が深まるんじゃないか

というふうには先生はおつしやつていました。中長期的な計画をつくることによつてもちろんそういうことになると思ひますが、先生の教育振興基本計画に寄せる期待をもう少し具体的なものでお示しいただきたいということが一つと、先ほどもう既にお答えいただいたんですが、お金が先じゃないんだ、こういう計画があつてそれに基づいて、今確かにGDP比で低くなつてゐるけれども、しかし、それでお金をつけていくんだということが筋ではないかというお話もちよつとだいたひしました。そこは結構なんです。

二点目ですね、もう一つは、それと同時に、GDP比でそれだけ低いと、私学助成についてもこれは随分厳しい状況になつてゐると思ひます。その私学助成の現状と今後のあり方について先生のお考えがございましたら、二点になりますがお聞かせいただきたいと思います。

○田村参考人 まず、第一点の振興基本計画にかかわつてですが、恐らく私たちの国は、世界に誇れることは幾つかあるだろうと思ひます。例えば、非常に透明な経済活動だとか、何だかんだ言われているけれども平和で安全だとか、その中の一つに、やはり行き届いた教育というのは誇るべき内容だろうと思ひます。これは戦後の荒廃の中から日本を再建するために先人が努力してやつてこられた結果でございます。

しかし、社会が今日のような形になると、その教育が仕組みとして機能するためには全員が協力しないといけないという時代になつてきてゐるというふうには思ひます。私はこれを民主主義と教育という言い方をしているんですけれども。今までは、だれか偉い人が考へて、その計画を発表してみんなが従うというものでうまい時代があると思ひます。これからは、とにかく全員がそれに参加するということです。

有名な話ですが、ケネディが就任演説で言つた言葉、私、これ大好きなんです、アメリカ人は、アメリカに何かしてもらおうというふうには考へるんじゃないで、自分がアメリカに何ができる

かということを考えようではないかと言った有名な言葉がありますが、これこそ民主主義なんですね。

教育もそういう民主主義の教育にするためには、振興基本計画が一番確実なんです。それはどこでつくってもいいんです。民主党案のように国会でやっても結構ですし、政府案のように政府が決めるということでもいい。大事なことは、それが透明性を持つ、世の中に訴えるということですね。そして、みんなが理解する、その支えで教育というのは内容ができてくるというふうに思うんです。そうでないと、自分の子供が卒業しちゃうともう教育には関心がない、悪いときだけ文部省何しているんだというような、こんなことを言っているんだという、これは日本にしたら、これから先真っ暗だろうという気がします。

世界各国は、先進国であればあるほど競って教育にかかわる基本的な考え方の政策を打ち出しております。ブッシュでさえ、連邦政府は教育に口を出さないと言いつつ、ノー・チャイルド・レフト・ビハインド法というのをつくらせて、三千ページにわたる膨大な法律で、これは全部読んだ人はアメリカに三人しかいないんじゃないかと言われるぐらい、物すごく気を使ってやっているわけですね。イギリスも、フランスも、ドイツも、日本だけが、何か、のんきというわけじゃないんですけれども、この基本法のような重要なことをなかなか決めてくたさらない。立法府が意思表示をせひしていただきたいというのが、私の個人的な感じでございます。その中心は振興基本計画、現在、教育基本法にないのですね、これだということ。これは、平成十二年にそういう結論になったという内容です。

それから、二点目の私学助成にかかわる要望とか意見ということですが、私は、今の私学助成はなかなかよくできているというふうには思っておりません。基本的には、仕組みとしては、学費の軽減という面があるんですけども、現在でも

学費軽減をしますと、先ほどお見せいたしました新聞に報道がありますが、あれは授業費を軽減しますとその分補助金が出るんです。私学助成という形で、ですから、学校がそんなに大きく負担しないで済んでいるというのは、もう現状あるわけですね。

それから、今の私学助成で非常に大事な点と思うのは、社会資本としての学校をそれなりに評価している。ですから、学校の経営の健全化とか教育水準の向上というものが助成の対象になっているわけですね。必ずしも学費の軽減だけではない。その部分はもう少しいいかは、これは国会で議論されることだろうと思います。私学助成をこれからどうするかは、学費軽減中心でいくのか、あるいは社会資本としての学校を重視して、その形で補助金を充実させていくという考えでいくのか。そういうようなこと、大きな問題があるんですけども、今の流れとしては、方向としては非常にいい方向で頑張っていたらいいと思っています。

これは、余り党的ことを言っちゃいけないのかもしれないんですけども、自民党の方々が力になって振興助成法をつくり、内容をつくり上げてきてくださったということが大変感謝している内容なんです。額、これは言えませんが、世の中、そのときの財政事情もありまして、世の中がそれじゃ少な過ぎるよと言ってきたら、うな教育を私学は頑張るよりしょうがないなという、率直な感じでございます。

○日森委員 ありがとうございます。

○森山委員長 ありがとうございます。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。参考人の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、また、大変貴重な御意見をいただきました。本当にありがとうございます。私も、数点でございますけれども、質問をさせていただきますというふうに思います。本委員会では、この教育基本法の改正に関しま

して、約六十年前の現行法の制定過程にまでさかのぼって、その過程における問題点ですか、そしてその後、我が国の教育をめぐってどのような問題が起ってきたのか、さらには、それが教育基本法のどのようなところで関係をしてくるのか、また、そういうところがあるのかないのか、こういう観点に対して私も質問をさせていただいたり、審議をしてきたわけでございます。

本日、参考人の皆様におかれましては、中央教育審議会におきまして教育基本法改正に関する御検討に尽力を賜った方々ですとか、また、有識者として、今置かれてある我が国の現状を憂い、教育基本法の改正を世に問う、こういうような方にこの審議の場において質問できることを光栄に思っております。

まず、全員の参考人の方に御質問させていただきます。教育現場にいろいろな角度から携わられている、こういう経験をお持ちの参考人から見まして、この教育基本法の改正というのは、これはだれのために行われるべきものなのか、また、今の現行法はだれのために存在してきたと思われるか、お聞かせいただければと思います。

○田村参考人 現行の教育基本法は、成立過程で、もう先生よく御存じのように、いわゆる教育勅語がなくなったというところ、その穴を埋めるために、基本的に、その精神をどのように法律化していくかということを中心にしてつくられたものと聞き及んでおります。

なお、教育にかかわる基本的な、憲法のような性格を持つものでありますから、教育勅語の内容に加えて、当時、私たちの国が充実していかなきゃならなかった義務教育に関する規定を中心規定したということになっているわけであります。

その基本法が、基本的なことの規定ですので、現場にほとんど影響がないよ、学習指導要領にみんな書いてあるんだから要らないんじゃないかという意見があることもよくわかっております。し

かし、その現場に影響がないよと言っている事実こそが実は大きな問題なんです。それは非常に恐ろしいことを言っているんじゃないかというふうに思います。

つまり、日本の国がどういう教育をこれからしていくんだということをだれも議論していないんです。六十三年前に決めた法律どおりで、それでいいじゃないかと。実際の毎日の学校は学習指導要領とかそういうようなことでやっているんだから、別にいいことではないだろうという、つまり、正面切った教育についてきちっとした意見を表明するというのをしない結果、今日が起きているんじゃないかと私は考えています。ですから、教育の現場に対して影響がないという議論は間違っているというふうに思います。

この影響は、教育基本法の改定あるいはこの議論の中でずっとやってきて実感したんですけれども、余り言っちゃいけないのかもしれないんですけども、教育学の学者の先生が議論している内容が神学論争なんです。現実には、では、どういう影響が教育現場にあるんだという議論よりも、いわゆる神学的な、言葉の解釈とか理念ということで議論して、それで学問の役割を果たしたと思っておられるのではないかとこのように感じることが大変多かったです。

ですから、そういう意味で言えば、今回の基本法の改定は、その神学論争はもう終わって、実際にどうするんだ、教育現場にどういような形で国の姿勢を示すのかということの内容にした法律が示される。これは、教育基本法が現場に影響することになります。

例えば教育振興基本計画、これは現場に直接関係があります。現場に関係があるということは、それにかかわる国民全体がそのことを意識せざるを得なくなります。ですから、そういう意味では、ちょうどこれで日本の国の教育を囲む環境は変わってくるんじゃないかな、本当の意味の民主主義の国の教育になるんじゃないかなということの大いに期待しているというところでございます。

ありがとうございました。

○梶田参考人 今、議論されております教育基本法、新しい教育基本法については、私は、やはり今この日本の社会に生まれ育っている一人一人の子供、この未来のために責任を持つものだと思ひます。しかし、それは同時に、この日本列島の上に成立してやってきた日本の社会、この未来にも同じく責任を持つものであるというふうに思っております。

この二つが、実はばらばらのものでなくて、やはり一人一人がうまく成長しなければ日本の社会のいい未来はないんですよ。逆に、日本の社会がいい未来を持たなければ、一人一人が幸せにならない。このいわば相即的な関係をきちっと見据えながら、私たちは本当に厳肅な思いでこの基本法の改正というに取り組んでいかなければいけないだろう、こういうふうと考えております。

では、今の基本法はどうだというと、私は、第九十二帝国議会の議論の様子を一応勉強させてもらいました。やはり同じように考えておられたと思います。ただし、原案が、これは御存じのように教育刷新委員会で作られました。教育刷新委員会は、私のこれによりまして、二十年来に日したアメリカの教育調査団、これが民主化のために、あるいは占領政策の遂行のために、この実行機関としてまず教育家会議というのをつくり、そしてそれを拡大改組する形で教育刷新委員会をつくったんです。あくまでもこれはアメリカの占領政策の一貫として教育刷新委員会は機能した。これはもうこれにも書いてあるんですね。そういう当時の認識でありますし、多分機能でしてでしょう。

ですから、私は、第九十二帝国議会での議論は、今ここで行われているのと同じように、一人一人の子供の未来、そして、日本の社会の新しい、次の展望を開くためにということで行われたというふうに私は思いますけれども、同時に、その原案、あるいはそれを準備したもの、あるいは当時の一つの枠組みですね、主権がなかったわけ

ですから、というものは、やはりアメリカによるスムースな占領政策の遂行、あるいは日本の、アメリカが考えるという意味での新しい社会づくり、国家づくり、日本が考えるんじゃないですよ、アメリカが考えるという意味でのね、ということのためにつくられた。このことは、私たちは今の時期にはきちっと認識し直しておくべきだろう、そういうふうに思います。

○西澤参考人 日本の教育は、日本人のためにあります。すべての人たちがこの国に生まれて、この教育を受けてよかったなと思ってくれるような教育をするというのが理想だと思っております。

では、非常にエゴイステックで外国から嫌われるような教育をするのかというと、そうではないですね。日本人が何かやろうとして、それをやった結果、自分たちの国も非常に幸せになった。すぐはわからないかもしれない。やがてわかってくれるでしょうし、また、何回もこういうことがあれば、日本というのはそういう国だと思ってくれる。それが本当の、私は日本のあるべき姿であると思ひますし、私が日本を愛しているのはそういう国にしたいと思っているからです。

ちよつと、余り時間がないので具体的に申し上げることはないんですが、私どもの先輩で山本義一という先生がいて、南極に若者を送り込んで飲んじやったんですが、一部の先生が、溶かして中から出てくる炭酸ガスの量をはかりました。南極の大気の中には炭酸ガスがほとんどふえていて、非常に危ないということを言われた。ただ、やはり怖かったのかどうかわかりませんが、余り御自分ではおっしゃらなかった。私言ったんですが、聞いたことがありませんでしたから。

大阪大学に稲田という先生がいらっしゃる。経済学の先生です。この山本学説が非常に大事だということで、岩波の「世界」に山本学説を紹介されました。余り評価されなかったのかもしれませんが、不思議なことに、日本では、レイチェル・

カーソンがそういうことを言った一番最初だといふのですが、私が調べたところでは、この岩波の「世界」に出たのは、レイチェル・カーソンがアメリカで本を出した一年前でございます。日本人というのは不思議な民族でございまして、外国人がやったということに喜びを感じるみたいであります。たくさん日本が先鞭をつけたいい仕事がいっぱいあるのです。

私は、先輩でございまして、学長もやっておりますので、山本先生の出されましたデータ分析をいたしました。解析接続法という方法を使ひまして、カーブがこれからどう伸びるかということ調べてみたわけです。二百年たつと大気中の炭酸ガスは三%になるということとございまして。三%というのは、電気屋がすぐ三%をとるものですから、余り根拠がなかったのですが、後で調べてみたら、生理学的にいまして、四%になると呼吸作用全体が不能になります、体の中に酸素が行かなくなりましてということがわかりました。そういう意味では、侥幸にも当たっていたのでございまして。

私は、それを中央公論の副編集長に言われまして、中央公論に書かせてもらいました。いろいろなことがありまして、某芸能人がある雑誌に書いた。世の中には二百年たつと人類全部が窒息死すると言ふばかりで、世の中のやつらをたぶらかして研究費をせしめようというペテン師である、もしもあいつが言っていることが本当だとすると、そのときはおれは死んじやっているからどうでもいいやと書いてある。私は大変怒りました、けんかする相手でもないのほうでございまして。

日本の政府が、まあ聞いてくれたのかどうかわかりませんが、横浜に超大型コンピュータを据えまして、地球の気象解析、気候解析をやっております。先月か何かに第一回目の中間発表がありました。現在の温暖化の六〇%は炭酸ガスが原因であると。つまり、ペテン師かどうかかわかりませんが、完全なペテン師ではなかったということ

で、私もほつと安心をしたところでございまして。やはりこういうことは、私もエンジニアの端くれでございまして、そういう危険がある以上、早く申し上げて対策を講じていただくということが必要じゃないかと思つてやりました。ございまして。それで、結局トヨタさんが大変正当に受け取ってくださりまして、私のところに若い人を二人よこしていろいろ質問がございました。帰つていつて、豊田章一郎さんがブリウスの生産の前倒しをやられたようでございまして。ホンダさんには前からおつき合いがありまして、ホンダさんの方もそれは御存じだったわけでございまして。そういう一番被害を受ける産業の方々がブリウスをつくるということによって世界第一の自動車メーカーに躍り出た。これは決して安心していいかどうかかわかりませんが、とにかくそういう活路を見出していく。トヨタ自動車さんが今のような盛況を維持するということは、日本国民にとつても大変重要な飯の種でございまして。

そういうこともございまして、そういう方向に利用していただいたということは大変うれしかったわけでございまして。これは具体的な事例を申し上げた方がいいと思ひますので、嫌われてもやはりやるべきことはやるといふのが私の信条でございまして、及ばずながら少しはお役に立てたかなと思つております。

以上です。

○渡久山参考人 時間もございませぬので、簡潔にやりたいと思ひます。

一つは、日本国憲法の二十六条にございまして、国民の教育への権利、これをどう保障しているのか、あるいは豊かにしていくのかということの側面があると思ひます。それにはやはり、子どもの権利条約にも示されているように、子供たちの教育への権利というものを保障しますし、また、大人に対しては、生涯教育というような面でも、これを保障しなくちゃいけないと思ひます。たまたまこの委員会が公明党の太田昭宏さんが、デューイの言葉をかりて、人間は学ぶことに

よって人間となる存在だということを言っているらしいですが、まさにこれは個々人に対する一つの教育保障でありましょう。

それからもう一つは、やはり教育というのは、組織、国家の自己刷新の機能であります、社会の。だから、自己刷新の機能としての教育というものについては、非常に政府を含めて責任を持つ必要があるかと思えますね。

これは、教育が、歴史的には、過去に持っている面と、それから未来に対する顔、この二つがあるわけでございまして、やはり過去に対してきちっとした知識や、あるいは科学技術や文化というものを継承しながら、なおかつ未来に向けて教育を進展させていくというような使命も教育にはあるわけでありまして、だから、過去に向けての保守的な部分だけではなくて、やはり未来に対する革新的な部分というのも含めて教育は考えた方がいいと思えますね。

そういう意味で、この教育基本法がそれにこたえるようになっていただければ幸いです。

○糸川委員 ありがとうございます。

田村参考人が先ほど、教育基本法というのは憲法に準ずるといふぐらゐの発言をされたわけでございます。

そこで、もうほとんど時間がございせん、田村参考人と渡久山参考人にお尋ねをさせていただきます。教育基本法は日本国憲法と表裏一体の法律である、こういうふうなふうに思ふわけで、個人の尊厳が強調されておるわけでございます。今のこの教育基本法では、現行の教育基本法には、国にとって大切な伝統ですとか文化、こういう文言がなくて、また家族のきずな等というものも記載されていない、こういうふうな意見があるわけでございます。

○田村参考人 先ほど憲法に準ずるといふふうにお聞きなされたのは、日本の社会が教育基本法を申し上げましたのは、

そのように見えているという意味でございます。法体系がどうなっているかちよつとわかりませんが、世の中はそういうふうに見えている、非常に重視しているということですね。その重視している法律が、実は六十年前の日本の社会の情勢でつくられて、そのままになっている。それが具体的に、欠陥といいますか、触れなければならないことに触れていないという状況が出てきている。

ですから、これは、教育というのは未来に対する投資でありますし、確実に結果が出る作業ですから、ぜひひとつぐあいの悪いところを至急に指摘して、直すべきところは直して、立法府としての意思をぜひ国民に示していただきたい。これは普通の教育関連のほかの法律と違って国民に与える影響が非常に大きい法律でございますので、ぐあひひとつそこは補充していただきたい、改正していただいて、意思をお示しいただきたいというのが私の感じでございます、お願いでございます。

○渡久山参考人 現行教育基本法の前文の中に、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造というようにございまして、これは何かという文化、あるいは未来への創造をしていく豊かな文化というふうな意味では一定程度フォローできている部分だと思えます。だがしかし、今この政府・与党にある伝統の継承というものは、ある意味では、日本においては、伝統を軽視しているわけではないんだが、やはり不十分であったのではないかという世論がないわけではないと思ふんですね。

そういう意味では、すばらしい伝統を受け継いでこれをすばらしく発展させていくというのは、日本にとっては非常に大事なことで思えます。問題は、何を伝統とするのか、よき伝統とか悪き伝統とかあるか知りませんが、この辺の部分が実は議論されなくちゃいけないと思えます。

もう一つは家族の関係ですが、確かに今、日本においては家族のきずなが非常に薄くなつてしまつて、すなわち、そういう意味では、家族をどうするんだという部分が一つあります。同時に、家族の教育力というのが非常に落ちておりまして、全く学校任せというふうな部分や、あるいは放置されているという子供たちが非常に多いですね。そういう面では、やはり家族の教育力というのは非常に大事だと思えます。

ですから、何らかの形で家族には、あるいは家庭には教育に対する第一義の責任があるというふうな考え方というのは、非常に僕は大それたと思ひます。これが一つ大事なんですが、ただ、現在の家族を見た場合に、やはりブローケンホームであつたり、あるいは保護者、両親がいないといういろいろな側面がありますから、必ずしも、それを家族でくくる場合、きめ細かな行政的なサービスが必要になってくる側面があると思ひます。

以上です。

○糸川委員 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

○森山委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

次回は、明七水曜日午前八時四十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時二十一分散會